

平成23年第4回竹原市議会定例会会議録

平成23年12月15日開議

(平成23年12月15日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	堀 川 豊 正	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 委 員 長	梅 田 一 榮	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第3 一般質問

日程第4 議案第47号 財産の無償貸付けについて

日程第5 議案第48号 道の駅たけはらの指定管理者の指定について

日程第6 議案第49号 市道路線の認定について

日程第7 議案第50号 竹原市暴力団排除条例案

午前10時00分 開議

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

きのうに引き続き一般質問を行います。

質問順位7番、道法知江さんの登壇を許します。

6番（道法知江君） おはようございます。

ただいま議長より登壇の指示をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。公明党の道法知江です。どうぞよろしく願いいたします。

第1、防災体制の強化。

（1）地域防災拠点としての学校の機能。

東日本大震災では、学校が地域住民の応急避難場所としての役割を發揮したことから、あらかじめ避難場所としての機能を強化、整備しておく必要があると考えます。

震災では、体育館の天井材や照明が落下し、けがをする児童・生徒が出ました。柱や床などの構造部分に比べ、天井、照明器具、内外装、窓ガラスなどの非構造部分の耐震化など、学校施設の安全性は大丈夫でしょうか。災害のとき、学校管理者として学校長は非常に大きい役割があると思いますが、3・11を教訓として防災教育はどのように進んでいますか。また、今後の計画をお聞かせください。

本市の教育委員会では、3・11東日本大震災による未曾有の災害を教訓とした本市の問題点、課題の抽出、意見集約、改善要望はどのようなものがあるか教えてください。

（2）女性の視点から防災行政。

防災会議の委員に女性が登用されていますか。防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたか。防災担当課には女性職員はいますか。男女共同参画担当との協議、調整の連携はありますか。計画されている避難所の整理、運営に女性の視点やニーズの把握をまとめていますか。

2点目について御質問をさせていただきます。

妊婦、出産における環境整備の推進。

（1）妊婦への助成。

少子化に伴う課題の一つに、安心して子育てのできる環境の整備があります。それは、おなかに生命が宿るところから始まります。妊婦健診4回であったところ、目標の14回

分の無料健診になり、若い夫婦にとって経済的な負担軽減が図られ、出生率低下に歯どめがかかる要因になりました。

しかし、本市においては平成20年より市内での分娩ができなくなって3年が経過します。この間に、担当部局ではどのような支援策を検討されてこられたかお聞きいたします。健診のために他市へ通うための交通費支給やお祝い金のような形で支援ができないか提案をさせていただきましたが、既に3年が経過しています。その後、どのような協議をされてきたのかお聞かせください。

厚生労働省概算請求予算における出産一時金補助金も平成23年度出産分で国庫補助を廃止となっておりますが、現在支給の42万円は継続できるのか。また、妊婦健診14回分も恒久的に継続と考えてよいのかお伺いいたします。

(2) 不妊、不育治療についてお伺いいたします。

どれほど努力しても願いがかなわないと知ったとき、人はその後の人生をどう選択するのでしょうか。晩婚化や環境ホルモン、ストレス社会の影響により、子が授からない現状が起きています。厚生労働省が行った不妊治療を受けた患者の数は1999年の28万人が2003年では47万人と推計され、わずか4年で1.6倍強にふえました。

しかし、これは不妊治療に踏み切った人の数で、問題は治療に行くことなく、または行けずに悩んでいる人はこの3倍とも言われています。高度生殖医療に保険は適用されないため、体外受精で1回当たり約30万円から50万円の費用はすべて自己負担です。患者にとって精神的、肉体的負担はとてつもなく大きく、希望と絶望のはざままで押しつぶされそうになると聞いています。しかし、一部自治体が支援に乗り出し、助成金制度が開始されたところもあります。

また、妊娠はするものの、流産、死産を繰り返す不育症があります。

2009年に厚生労働省がまとめた調査によると、妊娠経験がある人で流産したことのある方は41%にも達しています。2回以上流産し、不育症と見られる方は約6.1%です。この不育症の治療のため、両親の染色体検査や子宮形態検査、ヘパリン注射などには保険が適用されないケースが多く、患者の負担は通常より30万円以上も多くなり、経済負担が問題になっています。

しかし、不育治療の効果が高く、治療をした患者の8割近くが出産可能になっています。第1子は何とか授かっても2人目以降が育たないケースも多く、多額な治療費を考えると2人目、2子目以降をあきらめなければならない状況もあります。子を授かりたいと

いう命の要求に、本市はどのようにこたえるべきなのか。子を授かることが当たり前ではなくなってきた今の時代に、行政としての手だてを講じる支援体制を整えるべきだと思います。安心して妊婦、出産を迎えられる新たな施策をどのようにお考えか、市長の御所見をお伺いいたします。

以上、壇上において質問を終わらせていただきます。

なお、答弁によりましては、自席にて再質問を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 順次答弁を願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。1点目のうち、学校施設及び教育に係る御質問については教育長がお答えをいたします。

まず、1点目のうち、女性の視点からの防災行政についての御質問であります。このたびの東日本大震災のように自然災害はいつ起きるか予測が難しいだけでなく、起こった場合は男女の区別なく、だれもが被害を受けます。特に、今回のような津波に対しては、たとえ被災したとしても人命が失われないことを第一に、災害時の被害を最小化する減災の考え方にに基づき、災害に備えることが大切であると認識したところであります。

本市の防災会議につきましては、災害対策基本法の規定に基づき条例により定めており、委員については本市を管轄する広島県の地方機関、竹原警察署、竹原消防署、竹原市消防団、竹原地区医師会のほか、中国電力、JR西日本、NTT西日本などの関係機関で構成しているところでありますが、女性委員はいないのが現状であります。

なお、本市の防災を担当する総務課において、6名の職員中、消防防災事務嘱託員として女性1名を配置する中で女性消防団や女性防火クラブなどと協力し、女性の視点から各種消防防災にかかわる事業や広報活動に取り組んでいるところであります。

本市の地域防災計画につきましては、市内各地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、竹原市、広島県及び防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの防災対策全般にわたり必要な対策を定めるものであります。東日本大震災を機に、男女双方の視点に配慮した防災対策の重要性について注目されておりますが、本市においてもこの計画をもとに女性の視点やニーズにも配慮した防災対策を推進する必要があると考えております。

また、本市では、災害時に男女がともに支え合い、助け合える地域づくりや防災体制の

確立を図ることが必要であるとの観点から、男女共同参画の視点に立った防災対策について、現在策定している男女共同参画プランに反映させるよう連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。広島県内では出産年齢の高齢化や低出生体重児の増加などハイリスクを伴う分娩が増加しています。一方、産科、産婦人科、新生児医療を担う小児科医などは平成10年に比べ減少しており、医師1人当たりの分娩取扱件数が増加し、勤務時間の長時間化が余儀なくされております。こうした過酷な勤務環境が医師の心身の負担を増幅し、産科医、小児科医のさらなる減少を導いていると言われております。

本市では、平成20年10月から市内の医療機関において分娩の取り扱いが停止され、妊娠8カ月までの妊婦健診はできますが、分娩については市外の医療機関によることとなっております。そのため、市では妊婦が安心して市外の分娩施設を受診できるよう、三原市、東広島市及び呉市の産科医会を訪問し、竹原市の妊婦の分娩受け入れなどについて依頼を行うとともに、平成21年1月より県内の市としては最も早期に妊婦健康診査補助券を14回に増加しました。また、母子健康手帳の交付時に近隣市町の産科医療機関の一覧表を配布し、保健師による分娩などに関する相談の実施や赤ちゃん講座及び育児相談などに助産師による相談体制の充実を行い、妊婦の不安の軽減に努めています。

また、産科、小児科など地域医療について、市民、医師会、行政が現状を把握し、ともに望ましい地域医療のあり方について考え、行動していくことが必要となることから、平成21年11月に竹原地域医療市民フォーラムを開催し、周産期を取り巻く状況や小児科医の現状について、市民、医師会、行政の代表によるパネルディスカッションを実施し、周知を図りました。このフォーラムを通し、産科、小児科を含めた地域医療について考える機会をふやし、市民の意識を高め、医師不足を加速させないよう地域全体で取り組んでいく必要について一定の理解を得ることができたと考えております。

平成22年度は、前年に実施した市民フォーラム参加者からの意見を参考に、子供の病気や救急時の対応について、小児科医と消防署職員による実技を交えた講演を3回実施したほか、事前に乳幼児の保護者に夜間救急の利用状況や#8000の認知度及び利用状況などをアンケート調査して講演内容に盛り込み、産科救急の対応についても周知を行いました。今後も継続した取り組みが必要であることから、今年度も地域医療のあり方についてともに考えていく機会とするため、竹原地区医師会、竹原薬剤師会など関係機関と連携

して事業を検討しているところであります。

産科、小児科が不足する中、本市の属する広島中央2次保健医療圏は、医師1人当たりの分娩取扱数が県内の2次保健医療機関でも突出して多く、周産期医療の安定的な確保が求められております。こうした中、東広島市の独立行政法人東広島医療センターに正常分娩を扱う機能を含め、周産期にかかわる比較的高度な医療ができる地域周産期母子医療センターが設置されることになり、その初期投資費用について本市も一部を負担することで産科医療体制における支援を行っております。

また、医師の地域偏在解消のための配置調整や医師確保、人材育成などに総合的かつ機動的に取り組むため、平成23年7月1日に広島県、市町、広島県医師会、広島大学などで構成する広島県地域保健医療推進機構が設立され、その運営費用などについても応分の負担をしております。

次に、出産育児一時金の支給につきましては、平成23年度に補助制度が改正されましたが、被保険者には従来と同様42万円を支給することとしております。

妊婦健診の費用につきましては、14回の妊婦健診補助券制度により自己負担額は以前に比べ格段に軽減されました。しかしながら、妊娠8カ月以降については市外医療機関受診となるため、交通費がかさむことや健診時に行う検査等は医療機関の医師の方針などにより異なるため、補助券を使用してもそれ以上の費用がかかる場合があることは把握しております。妊婦健診に係る助成については、県内の交通費助成や妊婦健診支援事業などの実施市町の事例を踏まえ、本市における支援策について慎重に検討を重ねているところであります。

なお、妊婦健康診査支援事業補助につきましては、平成24年度以降も事業の継続ができるよう、国、県に対し強く要望してまいります。

次に、不妊、不育治療に関する御質問についてであります。不妊症は原因の特定が難しく、検査の結果が正常であったり、仮に何か見つかっても本当の原因まで特定ができないことがほとんどで、今の医学ではまだすべてが解明されていない状況であります。

不妊症の治療としては、一般的には基本検査をし、異常が見つからなければタイミング法、排卵誘発、人工授精、体外受精、顕微授精など、手段や方法をより高度なものに変えていきます。現在、体外受精、顕微授精による治療は保険適用外とされ、治療を受けるほうの経済的負担が大きく、またいつ終わるか先の見えない治療などに心理的にも大きなダメージを受けておられると理解しております。妊娠しやすい生殖適齢期には、経済的にも

治療を受けることが難しく、経済的に余裕ができたときには妊娠適齢期を過ぎているというケースも見られます。また、生殖医療については、日本では現在のところ規制がないので医療機関の格差が大きいことも問題となっております。

本市においては、県の不妊治療費助成制度、不妊症の指定医療機関や不妊専門相談センターの紹介などや適切な時期に希望する治療が受けられるなどの支援体制について、医療機関の案内などの周知に努めているところであります。

妊娠はするものの流産や死産を繰り返す不育症は、妊娠経験者の4.2%で発症し、国内で140万人いると推定ができることが厚生労働省研究班の調べで報告されました。不育症の原因は、その70%以上が原因不明とされていますが、不育症に該当した90%以上の人が出産しており、根気よく治療することが必要であり、その支援策を検討することが必要と考えております。国においても、不育症の治療の一つであるへパリン療法の保険適応や不育症の相談の不妊専門相談センターへの配置についても検討が始まるなど、相談、支援体制の充実が検討されています。

不妊症、不育症については、本市としても全国市長会を通じ、地域医療保健に関する提言の中で国に必要な支援措置を講ずるよう要望しているところであり、今後も国、県の動向を注視し、引き続き検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 地域防災拠点としての学校施設の役割についてお答えします。

学校施設は、子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。また、東日本大震災による学校施設における被害については、建物の構造体への被害に加え、天井材や外装材などの非構造部材にも多大な被害が生じています。

本市においても、学校施設の老朽化が進んでおり、学校での日常的な点検や専門家による定期調査なども行っておるところであります。これらの点検及び耐震診断の結果を踏まえ、緊急性を考慮しながら耐震化とあわせた非構造部材の耐震改修にも鋭意取り組んでまいります。

また、防災教育の実施状況についてであります。さきの6月定例議会では各学校の防災計画に基づいた避難訓練や防災安全教室の実施計画を中心に御報告させていただきました。その後の状況について御報告いたしますと、例えば沿岸部の多くの学校で地震発生時

の津波を想定して、津波に対する第1次の避難場所となる校舎屋上に実際に避難させる訓練を行っています。また、避難場所となる校外の高台への避難経路を職員が実際に歩いて避難にかかる所要時間を計測したり、避難ルート上の危険箇所を把握するなどの取り組みを行っております。さらに、被災後、停電のために情報収集が困難になる場合を想定して、職員のテレビ付自家用車を情報収集に活用するといった方法を危機対応マニュアルに取り入れるなどの取り組みもあります。

災害時の危機管理については、校長を中心に教育委員会と連携をとりながら組織的に対応してまいりますが、自然災害はいつ発生するかわかりません。今後、教職員の防災及び減災意識を高めるとともに、校長不在の場合においても教頭及び教務主任などを中心に全教職員が組織的に、かつ適切に対応できるよう研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

本市教育委員会におきましても、平成23年第4回、第6回及び第7回の教育委員会定例会で学校施設の耐震化についての報告を行い、学校施設の耐震化に積極的に取り組むこと、学校における防災教育及び防災マニュアルの重要性を改めて認識し、東日本大震災の教訓を生かすべく、いかなる状況に際しても児童・生徒の安全確保が図られるよう、学校の危機管理体制の確立に向け指導を徹底するよう意見や改善要望があり、その趣旨に沿って鋭意努力してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ありがとうございます。それでは、再質問を行ってまいりたいと思います。

その前に、きょう大変お忙しい中、教育委員会の委員長がお見えになっております。最初のほうに教育委員会の委員長としての御意見を伺わせていただいて、その後は退席していただいて結構ではないかなと思いますので、最初に教育委員会の委員長に何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、その質問の冒頭になって申しわけありません。東日本の震災から9カ月を過ぎたと、改めて犠牲者の方々を悼み、被災者の方々の今現在の労苦に思いをはせるとともに、また支援者の方々にも厚い敬意を表しながら、その労をねぎらいながらの質問とさせていただきます。

教育委員会議においての質問をさせていただいた最後の7ページの、最後の恐らくその

4行ぐらいになるものが教育委員会議においての会議の内容ではなかったかなというふうに思います。私の質問の趣旨としても、そういった答弁をいただいているということに感謝申し上げます。

その教育委員会議におきまして、3・11のあれほどの未曾有の大震災を受けたということで、恐らく教育委員会議は定例で月1回行われているというふうに聞いておりますけれども、9カ月をたっているということは少なくとも8回の定例会があったのではないかなと思います。この8回の定例会の中で、答弁にありましたように第4回、第6回、第7回と教育委員の定例会で学校施設の耐震化についての御報告を行ったというふうにして書いてあるんですけども、その内容のことなんですが、学校施設の安全性を確保するための例えば提言とか、それとか地域住民の応急避難場所となる学校の役割についてとか、現段階で学校長が女性ってということもあると思います。管理者としての側の役割はどうかと、そういった協議ってというのは出たのかどうかということをもまず第1点にお伺いしたいと思います。

学校施設の安全性を確保するための御提言というものはなかったのか、地域住民の応急避難場所としての役割として学校を管理する管理者が女性の校長先生もいらっしゃるということに踏まえて、そういった御意見はなかったのかどうか。そういう点をまずお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（梅田一榮君） 失礼いたします。

教育委員会議、先ほども説明がありましたとおり、3度ほど説明を受けたということで答弁させていただきました。

議事がない場合のあとの報告事項として協議を受けたということもありますし、その3・11を受けた、まずもって遅くなりましたが、東日本大震災が起きて未曾有の被害を受けられた被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げておきたいと思います。

その中で、いろいろと教育委員会議で学校施設の耐震化、また防災教育等について児童・生徒の安全性を確保するというを第一にいろいろと議論させていただきました。その中で、学校施設の耐震化、これは地震に関することも以前から何年度までに耐震化に努めなさいということもございましたし、今回の震災を受けて新たに構造体、また中の非構造体につきましてもいろんな危険箇所があるのではなかろうかということは、これは全国的なニュース等々でも拝見しておりますし、その旨教育委員会議におきましても事務局等

に申し上げてきたところでございます。

また、学校施設自体が地域住民、子供たちだけじゃなくて地域住民におきましても避難場所となるということもありますので、こういったことにおきましても防災機関としての任務を果たせるのにはどういうふうになればいいのかということも申し上げてきたところでございます。

また、同議員指摘のとおり、今現在各学校においては女性の校長先生が過半数を占めているという現状がありますが、これは女性だからといってその能力に劣るということは私たちは考えておりません。それに対して、教育委員会事務局を通して学校と連携をとりながら防災教育マニュアル、これの徹底を図っていただくようお願い申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ありがとうございます。

とかく耐震化、耐震改修を行って、27年度まですべての小学校・中学校において耐震改修が進むと、すべてが完了するという目標がありますけれども、その中において耐震化、外側の構造ばかり耐震化って言われておりますけれども、実は非構造部分の中で照明器具が落下したりとか、そういったガラス窓が割れる、それによってけがをこうむると、そういったこともありますので、非構造部分の問題点っていうのはこの委員会の中でどうだったのかなということもありましたので質問をさせていただきました。

また、委員長が今おっしゃったように、現小学校10校、中学校4校、合わせて14校の中に女性の校長先生が何人おられるのかっていうこと。別に振興課のほうに聞いてもいいんですけども、それもあわせてちょっと確認をさせていただきたい点と、今後教育委員会におきましても、例えば災害発生直後、このときの災害時の学校の危機管理体制というか、管理運営、運営は緊急ですので災害対策本部が設けられて、そこからの指示になると思うんです、運営に関しては。けれども、学校を管理しているっていう管理者としては校長の役割っていうのは非常に大きいと。日ごろからの管理の責任者ですので、例えばコンセントはどこどこにあるとか、水はどこどこで部屋の縦割りはここ、日の当たるところはここ、風通しがいいところはここっていうのは管理者としてはもう既に網羅されていると思っているんですね。

そういうことも踏まえて、これは教育委員長ではなく教育部局にお伺いしたいと思うん

ですけれども、災害発生直後、救命の避難期です、これは、災害発生直後です。それと、今度は生命を確保しないといけない避難直後ですね。担架で運ばれて救命に避難のときと、そして避難直後、体育館の中に集まりました。それから、次に生活の確保をしないといけない、体育館の中ですよ。屋内運動場、体育館の中で生活の確保もしないといけない。災害後、場合によっては数週間とかかかる場合も出てくる、もっとそれ以上になる場合も出てくると。そうすると、今度は次の段階で、学校機能の再開に向けてまで、その学校の一つの学校内、校舎または屋内体育館の中でおいてそういうことがすべて行われないといけないということは、管理者として非常に重責を担うと。防災対策本部ができて、そこからの指示を仰ぐんだけど、だけども管理者としてはいろいろなことを知っておかないといけないですし、日ごろから情報を網羅しておかないといけないということだと思っすけれども、そういうことに対してはどのように管理者、女性の校長先生が多いということも踏まえて、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 御指摘のとおり、市内の小・中学校の校長でございますけれども、小学校10校のうち6名、中学校4校のうち2名が女性校長でございます。

先ほど委員長も申しましたけれども、大変優秀な校長先生方でございますので女性だからというような思いはございませんし、本当にしっかりと管理運営をさせていただいているというふうに思っております。

先ほどの避難所等の、いわゆる直後の対策等にかかわってでございますけれども、避難所は本格的には災害対策担当部局がその責任を有するものと認識しております。平成8年に当時の文部省が学校等の防災体制の充実についてということで第2次報告というものをを出しておりますけれども、ここにおきましても、学校が避難場所となる場合の運営、その方策等につきましては、災害対策本部等に移行するまで、その間を想定して学校内の運営体制や初動態勢が示されております。

しかしながら、今回の震災では被害が広範囲に及んだということもありまして、相当の期間、学校と教育委員会、あるいは災害担当部局との間の連携がとれなかったというような事例が報告されております。そうしたような管理、非常に教職員が長期にわたって避難所の運営にかかわったという例がございます。

議員が御指摘のようなことが仮に市内で起こった場合にきちっと学校が対応できるので

あろうかという御不安、御心配をいただいております。これにつきましては、竹原市の教職員の服務規程にも、緊急時におきましては教職員がこれに対してしっかりと対応すると、こういうことも規定されておりますし、管理職、学校長が中心となりまして、この職員と組織的にまず児童・生徒の生命の安全を守る、それから避難してこられる住民等への対応をしっかりと行っていくということは常々意識、心がけておるものでございます。

今後、国のほうでもそうした防災時に、非常時に対する防災教育、対応についてのいわゆる指導主事等管理職への専門的な研修を今も実施されておりますので、こうしたところの情報を取り入れまして、市内でも研修等を取り組んでいけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 文科省からの提言として、地域防災拠点としての学校の機能ということがうたわれてると思います。また、本格復興予算の枠の中で、さきの第3次補正予算では災害時の避難所となる学校の防災機能を強化する予算が大幅に盛り込まれたというふうに聞いておりますので、ぜひ来年度耐震構造はもちろんなんですけれども、耐震診断は終了、しかしこれからの耐震化というところの、果たして非構造部分のところもしっかりチェックしていただくことと、そして校長先生が女性だからということではなく、女性だからこそよりきめ細やかな点を把握されてることも多々あると思いますので、しっかりと連携を非常時のときには日ごろからそういった備えをしとかないといけないなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長、大変ありがとうございました。お忙しい中、申しわけありません。

それでは、答弁の最初のほうに戻らせていただきたいと思います。災害対策基本法に基づいて防災会議というのがおありだと思います。竹原市の防災会議のこの防災会議の人数をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、防災会議、いつ防災会議を最近行われたのか、お願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

本市の防災会議のメンバーの数ということでございますが、現在16名でございます。

それから、防災会議をいつ開催したのかということでございますけれども、平成20年度に開催をいたしまして、今日まで開催はしておりません。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ちょっとびっくりするんですね。その防災会議の委員のメンバーが16名っていうことを聞いております。私の手元にもあるんですけども、これは防災会議の会長は市長をもって充てると、それ以外に県からの出向の職員とか県警からとか、そして部内の職員とか教育長とか東広島の消防署の職員とか指定公共機関等々書いてあるんですね。条例のほうにはうたってあるんですけども、何と16名いる中で女性が1人もいっらっしゃらないということなんです。

ただ、これは本市だけでは実はなく、公明党、全国にアンケート調査をとらせていただきました。658自治体のほうから回答を寄せられているんですけども、都道府県、政令市も含めて658の自治体から地方防災会議に女性を登用しているかどうかというアンケート、防災行政の総点検をさせていただきました。10月に私も本市であります担当部局をお願いいたしまして、アンケートをとらせていただきました。竹原市ももちろん委員はいないし、防災計画を作成する上で女性からの意見を委員がないので反映することはできておりません。そして、当該自治体の防災担当部局に女性職員はじゃあ何人いますかという質問で、担当部局では4名いるけれども女性職員は嘱託の職員がいるという御回答でした。また、男女共同参画部との連携はありますかというアンケートでは、男女共同参画との連携はないということもアンケート用紙で答えていただいています。地域住民を対象とした地域の防災力を強化するために何らかの事業が実施されていますかということについては、防災出前講座の実施や地域防災訓練の支援をしているという回答をいただいております。

このように、全国からの女性の視点からの防災総点検を行った結果においてもそうなんですけども、4割ぐらいのところは女性委員がいっらっしゃらないという回答だったです。こうなりますと、阪神・淡路大震災、また東日本におけるあれだけの大きな大惨事が起きたというときに、本当に避難所における女性の役割とか、また事件、事故とかが多発して女性が屈辱を浴びたというようなこととか、そういったこともあったわけなんですね。もろもろにいろいろ考えますと、やはり女性の視点、女性の意見っていうのは、本当に防災ということは大切なのではないかと、女性の視点は大切なのではないかっていうふうに思いました。

それで、例えば人権センターの人権推進室のほうにもちょっとお伺いしたいと思うんで

すけれども、男女共同参画の職員の人数の中に女性の数はいらっしゃるかどうか。それと、平時のときにドメスティック・バイオレンスとかDVですね、家庭内暴力、また児童虐待に対応している部局はどこなのか。災害時に女性や子供の暴力がふえるという認識を持っていらっしゃるのかどうか。女性や子供や高齢者や障害者、災害時要支援者への対応はどこが行うのか。災害時にですよ、災害時にどういった役割を担当するのかということを入権推進室になるかなと思うんですが、男女共同参画の点でお聞きしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 人権推進室長、答弁。

人権推進室長（谷岡 亨君） 失礼します。

男女共同参画の担当する職員のまず数でございますけど、男女共同参画担当の職員は1名で、これは女性が今担当いたしております。

あわせて、男女共同参画を推進するに当たっては、庁内に推進会議あるいは幹事会、こういったものも設置をさせていただいております。この幹事会の中には、幹事13名中6名が女性職員を充てているという状況でございます。

それから、ふだんのまずは相談体制の御質問だったと思いますが、DVとか児童虐待とかという内容の相談でございますけど、DVに関する相談につきましては人権センターのほうで相談員を配置しております。こちらのほうで相談員とあわせて男女共同参画担当の職員等も含めまして相談を受けております。児童虐待が主な相談内容ということになりますと、これは人権センターのほうで受けた場合は子ども福祉室のほうと連携をさせていただいて、子ども福祉室のほうと、それとそこに家庭児童相談員を配置しております。この家庭児童相談員とあわせて子ども福祉室を中心に、児童の場合はこちらのほうを中心に連携をとりながら相談を受けているというふうな状況でございます。

いずれにしても、相談の内容を入権センターのほうで受けまして、その内容によりまして、内容が例えば高齢者あるいは障害者とか児童に関するものとか、そういったどの部分であるかということによりまして、庁内の関係課と、あるいは関係室と連携を図る中で相談支援を行うと。さらに、内容によっては暴力等ある場合は警察などとの連携、それから県の西部こども家庭センターなどとの連携も図りながら相談支援を行っている状況でございます。

それから、もう一つは災害時の相談ということでございましたんですが、災害時につきましては、先ほど委員のほうからお話もありましたように、阪神・淡路大震災あるいは中越地震の経験から災害対応に当たっての女性の視点というものが非常に大事だということ

がございます。このたびの東日本大震災にあっても、女性や子育てのニーズを踏まえた男女共同参画の視点からの対応というのが求められているというふうに認識をいたしております。

こういった避難生活あるいは生活不安などの影響によるストレスの高まりなど、女性が持っているさまざまな、持つ悩みやストレスを抱えることがこういった場合には多く出てまいります。あるいは、また暴力を生じることもございます。こういったことで、今回の東日本大震災などでは、こういった問題を防止するために悩みを聞く電話相談でありますとか巡回相談などが実施されているということは我々としても承知をいたしているところでございます。

こういった中で、本市におきましては、具体的にはこれまでそういった竹原市におきましては大きな災害がなく、また避難所での長い生活と申しますか、そういった事例はございませんが、これまでの国の動き、取り組みあるいは県の取り組みなどを参考にさせていただきまして、男女のニーズの違いを把握し、女性に配慮された取り組みあるいは相談事業が行えるよう、いろんな事例を参考にしながら男女共同参画の視点を踏まえた体制というものをしっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 現段階で、例えば男女共同参画の中の生活相談員の方が1名だと思っております。この1名は非常勤で週30時間で限られてます。週30時間だとすると、5日間出勤していただくんですが、その中の本当に1日っていうのはわずかな時間帯で、家庭内暴力とか、例えば高齢者に対する暴力とか、それは暴力にしても本当に問題は長期化するっていうことを考えますと、たった1人の生活相談員の方で果たして賄えるのかなという点をまず第1点考えていただきたいと思っております。

それと、やはり相談窓口ですね。何か起きたとき、災害が起きたときの女性に対する、また高齢者、障害をお持ちの方、そういう方々の相談窓口の一本化をぜひこれも検討していただきたいというふうに思っております。

ふだんの男女共同参画における問題が、災害になると、非常時に濃縮していた問題点っていうのがもうほうふつとすると。日ごろからいろんな問題が起きてはいるんですけども、それが本当に吹き出るように災害時においてはあると。さっき民生部長もおっしゃってましたように、すごくストレスを抱えてしまうと。避難所、テレビ等でも私たちも見さ

せていただいて、パーテーションも中間目線ぐらいたったのがパーテーションがぐっと高くなったりとか、やはりこれは神戸の阪神・淡路大震災を教訓として東日本の震災においてはパーテーションの高さが違ってたなっていうことも見させていただいたりしたんですけれども、本当にストレスがたまる。

そして、男性はまず災害が起きたときに家族の安否を第一に見ると、その次に仕事場に戻る、その次に復興のために瓦れきの処理とか建物、倒壊したものに対する、直しに出るということで、ほとんどが避難所から男性は昼間はいらっしゃらなくなる。そして、避難所に残されたのはやっぱり女性だけになる。ほとんど女性だったり、子供だったり、高齢者だったりというこの現実があるわけなんですね。そうなると、やはり女性の視点っていうのは、本当に重要な方針を決めたり、政策を決めるときには女性の参画をしっかりと保証していただきたいなっていうふうに思います。不利な立場に置かない、女性を。ぜひそれをお願いしたいと思います。

ちょっと話は戻るんですけども、先ほど総務課長のほうから防災会議はいつ行われていますかということをお聞きさせていただきました。何と平成20年以降、竹原市はあれだけたくさんの被害が起きた、頻繁に起きた、地震ですね、主に地震がいろんなところで、各地で起きておりました。その中で、防災会議一度もされてなかったのかっていうことがちょっとびっくりいたしました。

例えばインドネシアとかニュージーランドとか、芸予地震ももちろん2001年に6.7、死者も出ました。私たちの地元から芸予地震もありました。2003年には三陸南のマグニチュード7、2003年には十勝で死亡者も出たマグニチュード8、2004年には紀伊半島南東沖に7.4のマグニチュード。そして、釧路沖では7.1、2005年には福岡西方沖でマグニチュード7、死亡者も出ました。宮城県でも7.2、三陸でも7.1、2007年には能登半島で死者も出ました、マグニチュード6.9。新潟中越ではマグニチュード6.8、死亡者が15名。そして、2008年では茨城でマグニチュード7、岩手宮城内陸沖地震ではマグニチュード7.2、死者23名。2009年には駿河湾でもマグニチュード6.5、死者も出ました。2010年には沖縄、マグニチュード7.2、小笠原でも7.1、父島でも7.8。ことしに入って2011年3月9日に、3.11じゃない、3月9日に東北地方三陸沖でマグニチュード7.3、60センチの津波が観測されて、これが3月11日に起きたあの東日本大震災の予兆ではなかったかっていうふうに言われております。それで、それ以降にもありました。3月12日には長野北部、

6. 7、死者3名。そして、富士宮市でも3月10日、6点強、10月3日に入って富山長野県境でマグニチュード5、5であっても死者が出ました。11月8日に入って沖縄北西でマグニチュード7。こういった地震が日本全国でどこでも頻発しているんですね。それは、もう私だけでもないです。本当に市民の皆さん御存じだと思います。

であるにもかかわらず、本市といたしましては、16名の防災会議のメンバーがいらっしゃいます。竹原市からも市内の職員だけでも6名ぐらいいるんですかね。で、警察署とかいろいろ先ほど言いましたけど、東広島消防局からも竹原の消防団、中国電力から西日本旅客、そして竹原の医師会、西日本電信電話株式会社、いろいろな方々が委員と連なっているんですが、なぜこれだけ日本全国で頻繁に起こっている地震に対して、ちょっと地震と言わせていただいて、風水害もいろいろありますけども、地震があるにもかかわらず、平成20年の防災会議以来一回も開いてないっていうことはどういうことなんでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 失礼いたします。

今、議員から御指摘ございましたように、災害っていうのはいつどこで起きるかわからない状況っていうのは、よく承知しております。

本市の防災会議でございますけども、実はこのたびの東日本大震災を受けまして、国、県等の検証結果や、あと被害想定、そういったものを受けて地域防災計画を見直すということとしておりました。その際には、防災会議を開催して委員の方の御意見を伺うということにいたしておりました。

実は、国のほうの中央防災会議の取りまとめの状況でございますけども、中央防災会議に設置をされました専門調査会におきましては、最終報告を10月11日に取りまとめられまして、本市を含めた中国地方への地方自治体には11月18日に報告内容の説明をされたところでございます。このたびまとめられました報告内容につきましては、今回の地震、津波被害の特徴というものを検証いたしまして、今後の津波想定のお考え方、あるいは津波、地震対策の方向性ということをもとめられています。

ただ、このたびまとめられた内容というものにつきましては、防災という考え方から被害を最小する減少化という考え方に基きまして、地震、津波対策についてハードあるいは避難を中心とするソフト、こういったハード、ソフトを組み合わせることで実施すること、あるいは円滑な避難行動のための体制整備、地震、津波に強いまちづくり、防災意識の向

上、こういった対策を進めていくということとされておりますが、科学的根拠に基づく具体的なデータによる地震、津波の想定あるいは被害想定、防災計画の見直しということについては平成24年度以降に示されるというふうに説明があったところでございます。

結果的には、本市におきましては防災会議を開催してそういった計画の見直しということを考えておりましたが、このような国また県等のデータをもとにした修正ということについては時間がかかるということでございますので、一定には本市におきましても見直しの方向性等について取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えておきまして、地域防災計画の課題等を抽出するとか、あるいはそういった見直しの方向について検討を行うというような作業を現在行っているところでございまして、今後早急に防災会議を開催すべく、計画を現在させていただいてるところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 県のほうでも1年に1回は防災会議を開いていると聞いております。そして、自治会とかまちづくりのほうでは自主防災とか、本当に一人一人の生命というものを本当に地域の人たちが自分たちが地域を守っていこうという動きも本当におありだと思います。意識が高いです。

けども、この防災会議っていうのは、できたものの中での会議なのか。そうではなく、やはりこれだけたくさんの頻発して起きている日本全国どこでも起こり得るという地震の状況の中で計画をつくるだけの防災会議なのか、平成20年に防災会議の計画をつくるだけで。そしたら、じゃあこの間の、もしもですよ、この間に大地震が起きたと、そうなったときにこの平成20年のマニュアルどおりに動かないといけないわけですよ。平成20年のマニュアルどおりに動いたら、一々マニュアルを見ながら行動を起こすっていうことになるので、助かる命も助からないのではないかっていうことを非常にびっくりいたしました。

それで、このマニュアルなんですけども、数字も全然違ってきてるんですよ。例えば、これ予測なんですけど、怖いとしている3連動、南海・東南海地震、3連動起きた場合のことを書いて、うたってありましたけれども、南海地震の、将来ですよ、今後発生するであろう地震の発生の確率が南海地震は30年以内に50%程度だろうとうたってるんですよ、これ。ところが、50%どころか、今新しい分の9月28日にまとめた中央防災会議の専門会議の調査結果におきますと全然違うんです。60%になってるんですよ。本市

が20年のときに防災会議を開いたときの予想されるパーセンテージと、一番ホットな新しい地震予知連絡会の会長さんです、島崎さんっていう会長さん。この方は、日本地震学会の会長でもあり、地震予知連絡会の会長でもあるという島崎さんは、今海底用のGPSで精度を向上させてきたので、いろんな角度から近年いろいろと進んできているんだと。海底のプレートの境界の動向が詳細にわかるようになってきた、これは非常に画期的なことで、新しい長期評価の精度向上に大きく貢献するものがあるんだということの上で発表されています政府の地震調査研究推進本部の資料があるはずですよ。だから、こういうものを通して、この島崎さんがおっしゃるには、もう10年、20年間は危機感を持って当たっていきなさいというふうに言われてるんです。東海・東南海・南海は必ず起きると断言されています。巨大地震が誘発する内陸活断層での地震も考えられる、活断層の多くは発生周期の満期を迎えているんだと、いつ地震が起きてもおかしくない状況だと、我が国にとってこの10年から20年間は大変な時期を迎えるという危機感が本当に必要だというふうにうたっています。大地震に備えることが喫緊の課題だというふうにあります。

先ほどの本格復興予算においても、大幅に第3次補正予算、災害時の避難所になる学校とか防災機能を強化する、そういった上の予算も含むっていうこともいろいろ書いてあるんですけども、早急にぜひこれ市長にお伺いしたいと思います。

2点、早急に防災会議を開いていただきたい。それと、女性の視点、女性の参画をしていただきながら防災会議、女性のメンバーっていうのも、これ改正の時期になってますので、恐らく防災会議の委員の方々が。条例にうたってある規定は、その他をつけていただければ女性の参画も可能だと思います。女性の参画となると、例えば看護師さんとか保健師さんとか、場合によってはケアマネジャーとか助産師さんもある場合もあると思います、女性会であったりとか。こういった方々を委員にぜひ御意見をいただけるような、女性の声を聞いて参画できるような、そういったところをぜひお願いしたいなと思うんですが、市長ぜひ御回答いただけないでしょうか。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 2点御質問いただきました。

まず、1点目の竹原市の防災会議の開催についてということでございます。

竹原市の現在の防災会議の内容は、先ほど議員言われたように南海・東南海の2連動にかかわってのさまざまな地域計画が書かれています。そういった中で、これからの防災会議

の中で新たに今回の東日本大震災を受けて東南海・南海に加えて東海地震、この3連動で今国のほうでは中央防災会議というところで、公的な会議の中で指針を発表しようとしております。しかしながら、現時点においてはまだ残念ながらその結果が我々手元のほうに届いてないというのが現状でございます。

しかし、そうは言いながら、言われるように何もせずに放置しているのではありません。その現在の防災会議の内容からいいますと、例えば防災にかかわっての危険な箇所、急傾斜あるいは土砂の災害危険箇所とか高潮の危険箇所とか、いろんなそういった危険箇所あるいは避難経路、避難場所、ここらについて具体的に記載をされております。それは、現在協働のまちづくりのネットワークあるいは竹原市のそういった防災担当との連携の中で個々に見直し、変更すべき点についてはそれぞれその防災会議の仕組みの中で変更はいたしておるところでございます。また、消防あるいは消防団員、ここらあたりの情報等も聞きながら、そういった見直しすべきところは見直していこうと、個々にはですね。

しかし、大きな見直しについては、先ほど来申し上げましたように、国の中央防災会議で3・11のいろんな3連動に関する強度によるいろんな見直しがこれからなされようとしておりますので、それはそっちのほうの指針ができ次第、防災会議のほうでそこを見直していきたいというのが1点でございます。

そして、もう一点は、今回の東日本大震災を機に、あるいはいろんなあらゆる災害に関して男女双方の視点に配慮した防災対策の重要性について、これは言われるように当然注目すべき点であると考えております。本市においても、この計画をもとに女性の視点あるいはニーズにも配慮した防災対策を推進する必要があるということをまず1点お伝えいたします。

そして、その計画の中に男女共同参画の視点に立った防災対策についても、現在ことし23年度は男女共同参画プラン、これを今策定中でございます。その中にそういったことも盛り込んでいきたいというように考えておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ありがとうございます。

自助というところで、ある消防団員の方が小学生の子供に消火器の使い方のポイントはってというのが消防の方が言われたそうなんです。そしたら、小学生の子供がピノキオだと即答したと。ピンっていうのは抜く、ノズルを構える、そして距離を置く、そしてレバー

を押すというピノキオというふうなことを答えられてたと。また、避難するときには何が大事ですかという質問に対して、そういう問題も知ってるよ、おはし持つ、押さない、走らない、戻らない、おはし持つというようなんです。そういった言葉をかけていくってというようなことを小学生の子供たちは知っていたということがありました。

本当に今の副市長の答弁にもありましたけれども、家族の防災会議も大切だな、自助、共助、公助という点において家族の防災会議。そして、市においては防災会議を国のほうの会議を受けながらそのことをやるって言ってましたけども、本当に自主防災も大切だなんていうものがありましたので御紹介させていただきました。

防災については女性の意見も尊重していただくということでしたので、次の質問に通らせていただきたいと思います。

2点目の質問なんですけれども、2番目の質問で、無料健診のことを14回はこれから恒久的にある程度継続できるのかということと、あと市民の方の心配事っていうのが周産期医療センターができるよと、東広島島に。周産期医療センターができるのわかっているんです、来年の春にできるのわかっているんですが、これは50床という数。普通の分娩の方も一般の方も入ることできるよっていうふうに理解してるんですが、この辺をちょっと整理して答弁いただきたいなっていうふうに思います。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 失礼します。

まず、1点目の14回の妊婦健診につきましては、今後も引き続き継続して実施していくように努力をしていきたいとします。

また、地域周産期母子医療センターの内容についてのお問い合わせでございますが、これにつきましては、先ほど議員さんのほうもおっしゃられましたように、来年の3月21日にいわゆる診療開始というふうに伺っております。

ただ、これにつきましては、直近の東広島市さんのほうから伺ったところでは、年内に工事が完成するというのがちょっと延びまして2月に竣工というふうな状況になっておるようですが、診察開始の3月21日については、これは変更はないというふうに現在のところ伺っておるところでございます。

また、このセンターにつきましては、50床のベッドを有しておるということでございますが、このセンターの機能としては産婦人科、小児科、小児外科の診療科を有するもので、ベッド数は50床。その内訳は、産科が25床、婦人科が5床、小児科が5床、そし

て新生児集中治療室、NICUというそうですが、これが6床、そして後方ベッドということでGCUというそうですが、これが9床というふうな内容を持った、いわゆる周産期の母子医療センターとなっております。こういう内容のものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） 三原とか東広島に、東広島はあれですね、三原に例えば産科でもう最初から通ってらっしゃるよ、そういう方は、例えば医療センターができるからそこからかわって行くとか個人の選択でセンターを利用することはできるのか、もしくは紹介状が要るのかということをお聞きしたいと思うんですが。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 先ほどの事例で申し上げましたら、この周産期母子医療センターで出産を希望する方というのは、事前に直近のその産科医療機関、いわゆるかかりつけ医さんのほうで相談をして紹介をしていただくという形になっております。仮に、先ほどの事例で申しますと、三原にかかっていたらその産科医療機関のほうに相談をしていただき、この医療センターを紹介していただくというふうな状況となっております。

なお、3月から診察開始というふうに先ほど申し上げましたが、分娩の取り扱いを新しくセンターのほうでは始められるということで、内容にもよりますが、いきなりハイリスクの婦人産科医さんを処理するというのは、センターのほうでも非常に厳しいということがありまして、人材もそこで正常に機能するように当初はいわゆる正常分娩のほうから徐々に始めていくというふうに伺っております。

ですから、基本的にはここは一般のかかりつけ医さんからの紹介によってそれぞれ受診が可能となるという状況となっております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ありがとうございます。

妊婦によります例えば交通費の支給、助成、出産のお祝い金という形の質問を3年間ずっとさせていただいてるんですけども、妊婦に対する助成はどのような変化があったのか、この3年間のうち何か変化がありましたら教えていただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） 御提言をいただいた後、その検討させていただくというふ

うな御答弁を以前にはさせていただいておるわけですが、その後妊婦健診にかかわってはいわゆる基準額以上にそれぞれ妊婦さんのほうは持ち出しがあるとか、あるいはまた議員さんが以前からおっしゃっておられますように、当然市内から市外への医療機関へ行くということになれば当然そうした交通費等も勘案して、また他市町のそうしたいわゆる取り組み状況等も調査研究しておりまして、引き続き現段階ではその検討をさせていただくということでよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 6番。

6番（道法知江君） ちょっと時間がないので。

統計書を見させていただきました。一番新しい統計書なんですけども、人口動態、自然動態の中で、平成21年、出生数がふえております。それまでは180からちょっと少なくなつて170とか180名ぐらいだったんですけども、21年でぐんとふえています。こういったこともやはり妊婦健診14回に若い方々の健診費用に対する助成がありましたのですごく助かっているという部分があると思います。

けども、一方、右のほうを見ますと死産が10名、これもとてつもなくふえております、死産が10名。これは何なんだろうかっていうことをしっかり研究していただきたいなと思います。あわせて、不育症、不妊症、不妊治療、そういうこともぜひ助成をしていただければなというふうに本当に思っております。若いお母さんたちの声です。不育症なんだっていうことをなかなか相談に、打ち明けられないと。心に秘めていて、夫婦の問題にも発展して離婚にもなると。場合によっては、家族との、親族との問題にも発展しているっていうようなことも聞いておりますので、助成の仕方っていうことを本当に考えていただきたいなというふうに思っています。

一方では、自殺対策では本市は150万円ほどの予算を講じています。けども、1人の生命をはぐくむことの予算っていうのは果たしてどうなのかっていうことを考えますと、しっかり不育、特に不育ですね、不育治療に関しては助成っていう形をまた前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。答弁書にもありました90%ぐらいが患者が出産が可能になるっていう御回答をいただいています。これ、多分85%ぐらいだと思うんですけども、治療した人の患者の85%が出産が可能になるっていうことです。治療に行かれないのは、やっぱり経済的なことがネックにあるからなかなか治療に行かれないと。

私、先日県病院の原先生という生殖医療科の専門の先生のお話を伺いました。本当に早

期が大切なんだと。晩婚化をしていますので、ちょっとでも来年でいいか、もう少し先でもいいかとなるとますます妊娠する可能性が低くなるので、本当に早いうちに来ていただきたいってことを言われておりました。へパリン注射等による保険適用も恐らく可能になるんじゃないかというふうなことで言われておりましたので、積極的に不育に対しての研究を推し進めていただきたいと思います。

ほかの市町では、不育症の治療に対する助成の例が出ています。一番最初にこの近辺で行われたのは岡山県真庭市です。30万円とか、そして近いところでは海田町がやっぱりこれも30万円まで助成っていうふうなことが出ております。

全国の年間出産数、出産される方は約110万人、流産する確率は一般的に15%とされている。年間20万近い流産が発症されているっていうこともありましたので、しっかり不育治療に関しての勉強を進めていただきたい。1人の生命が地球よりも重いと、1人の生命は地球より重いということを聞いております。命を守る取り組みの推進をぜひお願いしたいと思います。

行政の優先順位は何なのかと、公的支援は一体何なのかと、公益性の高い支援が本当に必要だと思うんですけども、本当に行政って、行政の優先順位は一体何なのかっていうふうに思いますので、ぜひ不育治療、また女性に対する支援を手厚くしていただきたいというふうに思います。

また、本年最後の質問をさせていただきました。来年に向けて、本年よりもさらに明るい未来が訪れることを祈りながら、これで再質問を終わらせていただきたいと思います。まことにありがとうございました。

議長（脇本茂紀君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

引き続き議案審議をやりたいと思います。

資料を皆さん持ってきてますか。

（「持ってない」と呼ぶ者あり）

議長（脇本茂紀君） じゃあ、10分休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時32分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、議案第47号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第47号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、障害者の就労継続支援のための障害福祉サービス事業所として社会福祉法人あさひに無償で貸し付けている旧田万里小学校の校舎について、平成24年1月31日で貸付期間が満了するため、同法人に引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償で貸し付ける財産の概要につきましては、鉄筋コンクリートづくり地下1階、地上3階建て、延べ床面積1,401平方メートルのうち2階部分の366.59平方メートルを貸し付けるもので、その所在地は竹原市田万里町1241番地であります。

社会福祉法人あさひは、障害者の社会参加を進めるため就労の場を提供しており、平成24年2月1日から平成29年1月31日まで引き続き無償貸し付けを行うことにより、地域との交流も図られ、田万里町のまちづくり及び同法人の安定した運営に寄与しようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 今回障害福祉法人のあさひさんにこうしてお貸しをする、これは別に異論はないし、いろんな意味で御苦勞をされている敬意を表すわけでございます。

そういった中、二、三、御質問をしたいと思います。現在、私の記憶の中では、こうした無償貸し付け等々が若竹作業所あるいは東幼稚園、そして流通センター、忠海病院、いろいろとあろうと思いますが、全部で何か所余りこうした無償の対象の土地があるのか、それをまず1点。

そして、現在市長におかれましては、数年前から協働のまちづくり、市内73余りある自治会を17に統合し、そして14に今できておるわけでございます。しかし、こういっ

た観点からいいますと、各地域によってはこうした校舎あるいはいろんな市内のある公共施設等々をいろいろと無償で貸していただきたい、こういった要望が今後私は出てくるのではなかろうか、このような思いもするわけでございます。そして、もう一方では、老朽化をしたいろんな公共施設でございます。そういったところでどういった補修、手当てをして貸し付けをするのか、その点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

また、そういったとき、例えばうちにも貸していただきたい、このようないろんな多岐にわたりまして注文、要望があったときは、どういった選考基準、こういったものを設けるべきではないか、このようにも思っておるわけでございますが、この点につきまして、現在までどういった選考基準でやっているのか、あるいは今後どういった選考基準で無償貸し付けをやっていくのか、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

また、この校舎は現在は私が承知しておりますのは、1階部分は公民館等々へ貸し付けて利用をされている、そして今回御提案のこの2階部分はあさひさんに貸し付けをしている、そして3階部分は図書館の蔵書等々二十数万部ある図書館倉庫のほうに入らないからこの3階部分のほうに仮に倉庫として使っている、このような理解をしておるわけでございます。しかし、築後28年余りをたちまして、ちょうど平成16年には小学校の統合の問題がありまして、この地元の皆さん方からいろんな要望が出ておるわけでございます。それは、別個にいたしまして、町のシンボルである校舎、これをどういった活用方法をやっていくのか、以上につきまして御答弁をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） それでは、先ほどの質問についてお答えさせていただきます。

現在の無償貸し付けの件数ですけれども、名称も含めて紹介させていただきます。合計で6件ございます。まず、竹原流通センター、そして仁賀集会所の自治会のほうへ貸し付けております。あと、9月に認定いただきました若竹作業所ですね。それと、明星福祉会、保育所の土地になります。それと、今回のあさひ作業所と忠海分院ですね、こちらの計6カ所といった形になっております。

あと、老朽化施設への対応であるとか、選考基準でございますけれども、一応一定には安全な施設という条件のもとに貸し付けを行うといった形になってこようかと思っております。選考基準につきましても、そういうことで条件になって貸し付けるということになってまいりますけれども、選考基準の内容につきましては、一定的には公共性を維持するものであるとかそのようなもの、住民福祉の増進であるとか、そのようなものになってこようか

と思っております。

あと、また1階の部分の公民館及び3階部分の図書館について、今後の活用方法ですけれども、現在のところはそのまま引き続きその用途の方向で使用してまいるつもりでありますけれども、今後地元等の要望がありましたら適宜対応していかなければならないものと考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 協働のまちづくり等の要望とかという質問。

まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） いわゆる自治会が76が17地区ということではありませんが、地域のまちづくりに当たって一番地域が活性化するエリアといいますか、地域ということで、地域とお話をしながら17地域で、議員御指摘のように、今現在14地区が設立し、地域の課題等に取り組んでいる状況であります。

その活動に当たっての施設ということの御質問だろうと思いますが、現在先ほども申しましたように、地域の活性化を図り、地域の団体等の連携をしながらよりよい地域をつくっていくという取り組みの中で、その活動の拠点についても今現在鋭意検討をしているところであります。いわゆる施設の拠点といいますか、活用については先ほどありました学校の空きということもあろうし、公民館を拠点にするということも今後地域組織と連携をとりながら、今後拠点のあり方等についても鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 私は、いろんな意味で申し上げたいのは、多分恐らく各自治会協働のまちづくりそのものが17の自治会組織がいろいろと協働のまちのいろんな活用方法等々を今から先は要望等を言ってこられるのではなかろうか、そういった観点からある程度の基準といったものは設けなくてはいけない。今、財政課長のほうが御答弁をされましたのは、公共性とかそういった立場で公平に無償の貸し付けをやっていきたい、これはもちろんでございますが、もう一点は、若竹にしてでもこのあさひにしてでも、いろんな意味合いから言いまして弱者の立場のいわゆる一般的には光がなかなか当たらない、このような弱者の皆さん方にいろんな団体等々にも貸してあげるべきではなかろうか、このような思いを個人的には持つておるわけでございます。

そういった観点から言いまして、ぜひある一定の基準というもんは設けていただきたい

という思いがしておるもので、その点につきまして再答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 財政課長、答弁。

財政課長（塚原一俊君） 御質問いただいたとおり、その方向でいきたいと思います。

やはり無償貸し付けという意味はかなり大きい意味を持つと思いますので、公共性であるとか、また弱者のそういった方々への手だてといった方向で基準なり、作成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、議案第48号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第48号道の駅たけはらの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、道の駅たけはらの指定管理者を指定するものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募により指定管理者を募集したところ、3団体の応募があり、道の駅たけはら指定管理者選定審査会を設置し、書類審査による1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査を行いました。その結果、評価点の最も高かった団

体を適当を認め、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、大新東株式会社を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（脇本茂紀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き議案第48号の審議を行います。

これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、この議題に対する質問をしてみたいと思います。

私は、今までこの公の施設をどう管理するかということで、これまでいろいろ指定管理者制度の提案が出されました。それで、その検証といいますか、いろいろ課題なんかもこれまで申し上げてきて、これでいいのかなということも率直に提起をさせていただいております。それで、市長にまず今回道の駅の指定管理制度という提案ですから、公共施設をこういう指定管理者で管理することが本当に適切な措置なのかなというそもそも論になるかもしれませんけれども、お聞きしたいんですね。

それで、わかりやすい課題としてこれまでも申し上げてきましたけれども、現実に黒滝ホームなんかを指定管理者制度として管理運営をして、いろいろ端的な言い方をすれば給食調理場の食材の調達問題が地元調達ができなくなったという結果がありますし、福祉ステーションただのうみの問題では、私はこれまで率直に申し上げてきたのは、市の指定管理料だけではもう初めから運営が成り立たないという仕組みの指定管理制度との活用であります。それから、老人集会所等についても、本当に地域の高齢者の方々に使っていただくための老人集会所、といった面ではいろいろ細かいことも含めた要望が出されます。

しかし、これに市として責任を持ってこたえ得るようなことがなかなかできない、とりわけ指定管理者になったらできないというのが、現実が起こっております。それが、修正とかいろいろやっぱりその指定管理者したけどもここが問題であって、改善すればよりよい方向に行くのならまだいいんですけども、そこがなかなか改善されておられません。先ほど言ったような黒滝ホームの食材の外部委託っていうんですかね、地元ができない、調達

できないということの、繰り返し私も決算等で指摘しておりますけども、改善できない。私は、この改善できない仕組みもいろいろ分析をしておりますけれども、こういった今の現状、いろいろ私としての課題を率直に申し上げました。そういった課題が修正できない現実もあります、率直に言って。

そういったことから、今回の道の駅の指定管理者制度ということが本当に本来の公の施設目的、住民福祉の向上というような運営ができるのかどうかということを率直に市長に伺っておきたいと。要するに、課題が今まである、これを克服しないで今までやってこられている、そういったままで今度道の駅を指定管理でやった場合、本当にうまくいくのかなというのが率直に第1点として伺っておきたいというふうに思います。

それから2点目は、公的施設の利用料金等を指定管理者にいろいろ収受させるということにもなっておりますし、これとの関係でお尋ねしたいのは、本来道の駅の分は企業に指定管理者を指定するという提案でありますから、普通民間企業の場合はとりわけ収益、利益がないと赤字でボランティアでいいわけにはいきませんから、赤字の場合は撤退せざるを得ないということも起こり得るし、それとも逆にもうけた場合のということも起こります。

ですから、2点目にお伺いしたいのは、公共施設、ここの道の駅で言えば十数億円の税金投入した公共施設で一民間企業が利益が上がった場合はもうかる、その施設の使用料、売り上げ等含めてうまくいけばもうかるということで、その企業から見たらそういった努力をされるんでしょうけども、公共施設を使って利益を上げると、そういうことが起こります。それで、今度は赤字の場合はどうするのかっていうこともお尋ねしたいのは、赤字の場合は市が委託管理料を上げるか、そうでなければ今度は利用料金を市長の承認ということはあるけれども、市長の承認を得て管理者が利用料金を定めることができるという規定になっております。ですから、市として指定管理料を余り上げたくなく思えばそういう利用料金も肅々かどうかわかりませんが、やっぱり認めることになりそうですよね、断る理由がなくなるということで値上げということを認めざるを得ないという仕組みになっております。

ですから、2点目に聞きたいのは、民間企業ですから利益を上げるのが最大の私は大きな任務だという立場から、一つはもうけができたときにその収益なり、これはやっぱり民間が納めることになります。企業が受け取ることになります。それと、私は住民福祉の目的、公共施設の目的という分ではどう担保されるのかなということをお尋ねしたいと思う

んですね。赤字の場合は、逆に市が補てんするんか、やむなく利用料金を上げることを認めざるを得ないということを含めて、逆にサービスの低下につながるという危惧はありますから、2点目としては公の施設でもうけた場合の利益、住民の福祉に増進するという施設の目的からどう担保されるんかなということをお尋ねしておきたいというふうに考えています。

それから、3点目としては、率直にお聞きしたいのは、3点目として聞きたいのは、十数億円を超える税金投入されて、率直に言って今回指定管理者といろいろ手続をとられて市外業者がこの指定管理を受けると、そういった提案となっています。私が率直にここで聞いておきたいのは、これだけの税金投入で地元業者の確保ができない、地元業者にこれが受注できなかったということについては、私は今仕事確保で本当に苦勞されている地元の方々の期待を大きく裏切る結果となるということは、私は明確だと思うんですね。

ですから、私は指定管理者なかってもいろんなやっぱり方法で地元業者への仕事を確保ということは私は可能だったというふうに思いますけれども、結果としてこういうことになったと、こういう方向を選ばれたということについて、私は十数億円の税金投入した、しかしそこでの地元企業、地元業者の仕事にはならなかったということについてどのように認識されているんかなということをお聞きしておきたいということが3点であります。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

3点御質問いただきました。

まず、道の駅たけはらを指定管理者にしているのかという御質問でございますけども、今回道の駅たけはらにつきましては、設置目的が道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元産品の販売による地域の活性化に寄与するとともに、地域の防災拠点として市民の福祉の向上を図ることを目的として設置をした施設でございます。

他の公共施設と比べまして、道の駅が利用者の側から見た特徴としまして、物産であるとか飲食の提供であるというような、いわゆる利用料金、使用料以外の収入をもって運営できる施設にもなっておるというのが大きな特徴でございます。したがって、こういう収益、物販事業に関するノウハウを持ち合わせていない市にとって設立当初から、設置当初から、開設のときから指定管理者制度で運営していくことが望ましいという方針のも

とで、前回、21年市内業者に限定をして指定管理、公募を行いましたところ不調に終わったという経緯がございます。

それを踏まえまして、今回も市内業者から市外業者に門戸を広げましたけども、今回の説明会においては市内業者が8社、市外業者が6社というようなことで14団体から説明会へ参加をしていただきましたけども、結果として3団体はすべて市外の業者の方が応募をされてこられまして、市内業者からの応募がなかったということは、我々としても非常に残念な結果だったというふうに認識をしております。

したがって、指定管理者制度を活用することを想定しながらこれまで取り組みを進めてまいりましたので、民間の能力、ノウハウを活用する中で、そういう能力のある管理者に包括的に管理をお願いしたいということでこれまで事務を進めておりますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目の収益の取り扱いについての御質問でございますけども、収益につきましては、今回指定議案に出しております業者につきましては、収益が出た場合は5割を地元に戻元しますという形で御提案をいただいております。それから、赤字が出た場合の市の対応ということについては、この後補正予算で債務負担行為の議決をいただく予定にしておりますけども、その中で1年度の限度額1,500万円の3年間ということで、単年度で1,500万円を超えた管理料のお支払いをする予定はございません。したがって、赤字が出た場合も企業側のリスクとして説明会当初から御説明を申し上げて、それで参加をいただいているということでございます。

それから、地元業者がとれなかったということにつきましては、1点目の御質問で申しましたように、市内の業者の方も説明会には御参加をいただいた中で、我々としても応募がなかった、また申請がない以上は地元の業者を候補者として選定することはできないわけでございますので、そのように御理解をいただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） まず、第1点目の公の施設を指定管理者としてやることの課題を私は3点例を挙げて申し上げました。

そこで、そういった課題が調整なり、いろいろやっぱり解決できるという方向で調整されているならいろいろ問題も起こらないと思うんですね。先ほど言ったように、黒滝ホームの分では、指定管理者になって給食食材の分が、給食の地元調達ができなくなったと。

これは、なぜできなくなったんかということでは、いろいろやっぱりそうなれば地域の振興に大きな悪影響を与えるわけですから、それはやっぱり避けなくてはならないということがわかっていて、それは調整できるなら、今までやってるならいいんだけどね。

しかし、現実としてはこのシステムの中に問題があって、要するに私が緊急措置としてはやっぱり支援措置が要るんだけどそれさえもやっておられないということで、大変心配するのは、今後こういういろんな課題が起こるといふに私は心配しておりますので、そういったときに先ほど言ったような調整が、問題解決ができるのかどうかを再質問として伺っておきたいと思うんですね。

それから、2点目の収益の扱いの問題で質問いたしました。

私は、50%だろうが100%だろうが、こういった指定管理で公の施設ですよ、100%税金投入やった公共施設ですよ。ですから、民間の商売する方が、いろんな例えば商売しようと思うとって建物や土地やいろんな準備をされて、そこで商売をされる、事業をされる、そこでいろいろもうけたり、頑張っ取組んでもうけるというのは大変いいことだと思うんですけども、私が肝心なところちょっと整理しておきたいのは、税金でつくった建物で利益を上げる、まあ赤字のときもありますけども、利益を上げる、そこで利益を確かに仕組み上は民間企業ですからそういう50%とかいろいろ言われるんでしょうけども、今の配分で50%、黒字のときは、利益のときは50%竹原市のほうに入るといふ説明でしょうけれども、あとの50%は指定管理者に残るわけですから、そこをもう一度。私は、税金でつくった建物で利益を上げる、そこがそのことと公の施設は住民福祉のためにあるよと、そのために設置するんだよということが大きな目的があるわけですから、その関係を民間がさっき商売やってるんとは違うと思いますので、こういった指定管理者でのそういった収益の扱いをどう認識されてるのかなということをもう一度確認しておきたいと思います。

それから、これだけの税金を投入した建物で、3点目の問題は市外業者が指定管理になるということでありました。ですから、要するにこの指定管理そのものに、指定管理制度で管理してもらっていいのかっていうそもそも論になるかもしれませんが、いろいろやっぱり工夫すればこういった指定管理で公募型でやったらこういう結果になるというのはわかります。

ですから、私はだれが考えてもあの何十億円つぎ込んで、十数億円つぎ込んで市内業者が仕事ができないと、これはどう考えても私は大きな課題が残ることは間違いない。だか

ら、そこは市長率直にやっぱり市民に説明責任することがやっぱり必要だと思うんですね。ですから、そこは大きな期待があると、それを完全に裏切るという結果になってるわけですから、そこはきちっと説明責任を果たしていただきたいなということでお答えいただければと。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

まず、指定管理者制度については、議員御質問にありますけども、我々としましては施設の設置目的、これについてケース・バイ・ケースでいろいろと考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

まず、繰り返しになりますけども、道の駅の特徴としまして、先ほど申しましたように、物産、飲食等の提供ということで、利用料金、使用料でない自主的な収益の部分でもって運営ができる部分が道の駅についてはほぼ全額とは言いませんけども、さきの委員会で資料をお渡ししてるように、利用料金で言うと今年度の上半期で言うと約60万円、そうした中で、その他の物産、飲食の提供による年間収益といいますか、年間販売額がほとんどの部分で今回管理を運営するというようなことが全国的に見ても道の駅の特徴としてございますので、その運営費用に基づいて我々としては公共施設として、例えば観光情報の提供であるとか、そういう公共部門の管理もお願いをするということでございますので、一定の公共部門の管理に係る経費を指定管理料としてお支払いするという事でこれまで事務を進めてきております。

そうした中で、やはり先ほども言いましたように、民間ノウハウによるそういう安定的な経営を目指すものであれば、民間ノウハウを活用したそういう収益部門のまず確保というのは民間としてはまず第一義に考えてということになるかと思っておりますので、そういう部分では前回不調になった部分ではまだ収益の状況等が示されてない中で提案内容についても今回とは比較できない程度のレベルであったというふうに認識をしております、今回御提案いただいた3社からの提案につきましては、前回よりはるかにレベルが高い内容になっておるといのは、あくまでもそういう民間のノウハウが我々が直営で実施してきた実績に基づいて提案をいただいたというようなことで、もうわかるのではないかとこのように思っております。

したがって、その収益の部分についても、確かに今回この大新東さんのほうが収益を出したと、黒字になったという部分での5割の還元という御提案ありますけども、その

収益活動の中には市内の出品者等の物販売り上げも含まれた中での収益ということになるわけですので、そういう部分では地元の業者がとらなかったからということでも全く地元でそういうメリット、効果がないということにはならないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 11番。

11番（松本 進君） 1の公共施設の管理の問題で、私がいろいろ課題を申し上げました、具体例を挙げてね。ただ、それがケース・バイ・ケースで対応するんだと言われるんだけど、率直に言えば、その対応ができていないじゃないかということをおし上げたいんですね。

それで、できる、改善できるならいいですよ、まだ少なくとも。しかし、指定管理者だからこそできないですよ、そこは。課題がわかっってもね。それとか、忠海の駅の問題でも初めからもう市の指定管理料ではできない、よその収益を当てにしたそういう運営になってるわけですからね。ですから、いろんな方にそこで頑張っておられる管理者の方は本当に御苦労が多いと思いますよね。だから、いろんな施設目的のために頑張っておられる、ここは物すごいわかりますよ。しかし、そこなら市のほうが、例えば管理料を上げるとか、その公共施設の目的を果たすためにその地域の地元の方に犠牲と負担だけを押しつけるだけじゃなくて、しっかりと公共施設という目的があるわけですから、そこは担保できるように指定管理料を増額するとか、さっき言った地元食材の問題も一緒ですよ。その改善をしないとこれは問題が解決しませんよ。

だから、ケース・バイ・ケースで対応するんだというのは、実際問題はできない。ここに指定管理者問題の大きな問題が私は残されているということをおし直に指摘しておきたいと思います。

それから、収益の問題は、ちょっと確かにいろいろ民間のノウハウとか言われるんだけど、そこも税金で使ったいろんな物販とかいろんなもん、レストランとかいろんな収益事業をやられるんでしょうけども、公共施設ですからね。そこでもうけて収益を上げる、それがやっぱり50%だろうが何ぼだろうが、企業だから一定のもうけが必要だという説明でしようけども、私がここで税金を使った分で住民の福祉のために本来は100%還元すべきだというのが私は率直に言いたいんですよ。しかし、指定管理者だからそこはもうこういった問題が起こるわけですよ。

ですから、私はその説明が税金でやった分を施設で100%、まあもうけたとしたら

もうけたそれを100%住民に還元できない制度が指定管理者制度じゃないかということ言ってるわけですよ。そこをもう一回何か説明あればしていただきたいというふうに思っています。

それと、その収益の扱いでちょっともう一回言いたいのは、上限が、指定管理料が、あと債務負担行為で出ますけれども、1年が1,500万円の指定管理料が条件だということで、確かにやるからには赤字じゃないように頑張っていたきたいというのはだれもが思いますけれども、いろいろそれは商売の、いろいろやっぱり事業ですからプラス・マイナス、赤字とか黒字とかということは起こり得るわけですから、ここで確認したいのはその上限ということになれば、それ以上もう決して出さないということになればいろんなやっぱりその収益を上げるための、そこでもうけをふやさないと企業としては成り立ちませんよね、だれ考えても。だから、赤字なのはずっとこの企業がおるはずがない、だれが考えてもね。これは、私は常識だと思うんですけども、そうじゃないよ、この企業は赤字であろうがずっとおるんよって言うことは言えないと思うんですよ。そうしたら、施設の利用料を上げるか、いろんなその物販での収益を上げるしかないんですよ。上限を上げない限りね。だから、私もこの1,500万円を青天井では言いませんけども、そりゃあそこしかないんです、これを上げんかったら別のところで利益を確保する、収入を確保するしかないでしょ。その場合は、施設の使用料が上がるかもしれない、それはもう仕方がないよって言うて認めることになるんじゃないですかということ言ってるわけですね。

ですから、契約してからそれはすぐ先のことだからわからんよという答弁ではなくて、はっきりと赤字のときは上限だから、1,500万円の上限だから、それはやっぱり普通の企業体から見たらどっかで値上げしないと成り立たんわけですからね。そんなふうに理解していいですかということを確認しておきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 今回指定管理者の候補者として今回議案に上げております事業者につきましては、今議員のほうから御質問がありましたすべての項目に関しては審査会ということで提案いただいた3社の中からそれぞれ会社の財務諸表であるとか、そういう経営状況も踏まえ、今回申請に係る事業計画書、中期的な5カ年の収支計画書をあわせて提出をしていただいているものでございます。

そうした中で、赤字になったら市が補てんをするのかと、それについてはいたしません。また、設置管理条例に上げております使用料の別表、これが使用料の上限額になりま

すので、幾ら赤字になっても指定管理者としてはこの条例に定める金額以上の使用料を徴収することはできないということになっております。

それから、また1回目の御質問の繰り返しになりますけども、道の駅の特徴としては、先ほど言いましたような収益、物販事業による運営費が大きなウエートを占めておりますので、その中で利用料金が値上げをされるというようなことはあってはならない、またその部分については指定管理者が包括的に管理をするとはいえ、我々も市民も含めてチェック体制というのが義務づけられておりますので、これについては月報であるとか年報であるとかということで収支の状況をつぶさに把握をしまして、その中で仮に赤字のような体質が見られる場合には改善計画を求めるというようなことで、指定期間中にそういう場面面で改善を求めていくということになろうと思いますので、その辺についてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 二、三点お尋ねをしたいと思います。

まず、昨日私は担当委員会でないもんで委員会の傍聴をさせていただいたんですが、前回の委員会あるいは議運等々で説明が十分ではなかった、あるいは各委員の皆さん方が資料が少ないのではなかろうか、こういった委員会でのやりとりではなかったかと思います。しかし、昨日は大変丁寧な資料がたくさん出てきたわけなんですね。まず、冒頭に言いたいのは、なぜ当初の委員会ときにこれが提出できないのか、その理由をお聞かせをいただきたい。

私は、大変失礼な表現になるわけですが、議員の数も14名になった、あるいは1年生、2年生が8人余りいる、そして若い委員長の担当委員会の委員長さん方、こういったことで何とかすんなりといくんではなかろうか、こういった思いも私自身は持つわけですが、従来議会、委員会ではまだまだ丁寧な説明資料等々があったわけですが、今言いましたように、この点につきまして、後からなぜたくさん資料が出たのか、この点について御答弁。

そして、よく言われますのは、ホームページ等々で開示をしている、それを見ていただきたい。じゃあ、今の14名の議員の方々が、全部の方々がホームページを見ていらっしゃるかというと、なかなか見ていられない方もある。こういった不備があるのではないか、こういったことでございます。

そして、今回指定管理になろうとされているこの大新東、いわゆるシダックスの子会社100%丸々でございます。今までは官公庁の運行管理、運転業務、こういった業務をされていらっしやった。そして、最近では全国各地のいろんな官公庁のいろんな仕事を受注をされている。そして、私がお尋ねをしたいのは、全国で道の駅たけはらが今回なれば初めてなのか、あるいは今までどっかで実績があるのか、この点につきまして御答弁をいただきたい。

そして、これは確認ですが、従来今日まで、3月までは直営でやっていく、これは議会の方も一定の理解をしたわけでございます。しかし、今まで我々議員に説明があったのは、商工会議所を中心とした地域ブランド活性協議会ですか、こういったものでいろいろと取り決めをやっていきたい、こういった御提示がありまして今日まで来たわけでございます。参考に、この協議会等々が、恐らく市が6名あるいは会議所が7名、こういった構成ではなかったかと思いますが、何回開催をされて、今日まで運営等々において携わっているいろんな意見の開陳をされたのか、この点につきまして参考のために御答弁をいただきたいと思っております。

そして、前回の一般質問でも指摘をいたしましたように、いわゆる統括マネージャー、こういった方を雇用をされていらっしやるわけでございます。この方は、この指定管理者の会社になった場合はどういった職責になるのか、この点につきまして。

そして、もう一点は、フランス料理等々これも継続をしていく、そういった項目も契約書の中にあるのか、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

そして、きのうは傍聴をしております、たまたまたくさん資料を見る中で、次に出てきますバンブーの指定管理者等々の中には、項目の中に市内の業者育成のために人材の雇用あるいは物品あるいは業務等々には可能な限り竹原市内に本店、支店、営業所、こういったところから活用をいただきたい、こういった文言がバンブー関係の指定管理者の中の項目にはあるわけでございます。じゃあ、この道の駅の指定管理者の中にこういった文言がどこにあるのか、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

6点ほど御質問いただきました。

まず、1点目の資料不足はどうかということで、これにつきましては大変申しわけござ

いませんでした。我々のほうとしましても委員会資料、これを指定管理の指定を受ける場合の前例踏襲といいますか、そういった中で従来どおりの資料ということで御提示をさせていただきまして、さきの常任委員会でも御指摘をいただき、今回の委員会のほうで追加で資料提供をさせていただいたということで、今回の反省を踏まえまして、特に注目をされている道の駅ということをもう一度肝に銘じまして、今後適切に資料のほうは御提供していきたいというふうに思っております。

それから、もう一点としましては、その審査の状況、今議員のほうから御指摘をいただきましたように、今回の審査過程につきましてはすべてホームページで公開質問等の質疑、回答のやりとり等も公開をさせていただいておりますので、その辺についても議会に対して資料を特別に用意をするというような配慮が足りなかったということで反省しておりますので、今後について適切に資料提供していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

それから、今回指定で上程をしています業者の実績ということでございますけども、これにつきましては、岡山県内の道の駅を既に指定管理を受けている実績がある事業者でございます。

それから、3点目の地域ブランド協議会の開催状況ということでございますが、設立の会議を含めまして3回開催をしております。内容につきましては、決算であるとかそういう経営状況の御報告ということで開催をさせていただいております。

それから、4点目の現在の統括マネジャーの今後の処遇ということでございますけども、これにつきましては今回この事業者の指定議決をいただいた後に指定事業者のほうで現行スタッフ、現有のスタッフも含めまして、統括マネジャーも含めて再雇用というようなことで我々のほうからは一定に配慮をしてくれということでお願いをしている状況で、今後面接等々によりまして各現行のスタッフさんの処遇が事業者のほうとの交渉の中で決定していくものという状況でございます。

それから、レストランの形態についての御質問ですが、これについては応募要領、業務仕様書に基づく現場説明会をした際に、冒頭副市長のほうから申請の希望者、参加者ですね、現場説明会の参加者に対してできる限り現行の形態を継続してほしいというようなことも御説明を申し上げてる状態でございますので、今回の申請内容、提案書の内容におきましても、基本的には現行形態を継続するという御提案をいただいておりますので、

それから、市内業者を優先するということにつきましては、直接的に業務仕様書、応募要領等に記載はないものにしても、先ほど言いましたように、説明会や提案内容、また審査会等でその辺の質疑を行っておりまして、できる限り市内を優先するということのようなことでは我々のほうもお願いといたしますか、配慮をお願いしておりますので、申請内容についてもそういう物品等の調達については市内を優先するというようなことで御提案をいただいているということで、以上、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ありがとうございます。

まず、資料ですが、親切丁寧に今後もやっていただきたい。また、いろんな大きな事業あるいは案件においては中間報告、そういった委員会の開催、理事者側のほうからでも委員会開催、こういったことをやっていただければより理解が各委員の皆さん方、議員の方々には理解ができるんじゃないか、こういった要望をしときたいと思います。

また、協議会、これはもう指定管理者になりましたら、この協議会のほうは解散というような解釈でいいのか、いや今後も生きていろいろとアドバイス等々、違った視点から会議所あるいは市の職員で構成をするこの協議会からいろいろと意見の開陳をする、こういった解釈でいいのか、この点につきまして御答弁をいただきたい。

そして、フランス料理等々、万が一この大新東さんがいやもうこれは採算ベースが合わない、違う形態でうどん、そば、あるいは洋食専門にやりたい、こういったときはそれも可能なのか、参考のために教えていただきたいと思います。

また、最後の市内のこれは大事なことなんです、私がお聞きしたのはバンブーの指定管理者の中には募集要項の中には明記をしてある、この道の駅のほうには明記をしてあるんですかということがまず1点、してあればいいわけです。今聞いたのは、何となしに口頭で言っているような感じがするもので、これが一番竹原の商工業の皆さん方にとっては不安材料あるいは先ほど11番議員が指摘をされましたように黒滝ホームの事例を見ましても、当初は地元で購入をしても、もちろん企業努力、営業努力も商店の方々足らなかった面もあると思いますが、価格が合わない、そういったような理由で他の市、町から購入をする、こういった事例は私はあるんじゃないか、このように思うわけでございまして、この点につきましても御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 地域ブランド協議会の今後のということでございますけど

も、まず地域ブランド協議会につきましては、新たな産品開発を目的に設立をしておりますけれども、道の駅が直営管理に変わったことによります受け皿としての役目ということで、ここ1年についてはその道の駅の物販部門の管理運営を中心にお任せをしてきたというふうなところがあるかと思います。

本来、そういう産品開発の目的のために設立をしている会でございますので、今年度、23年度末をもってこの本日の指定議決をいただきますと24年4月1日からは指定管理者が道の駅を運営するというので、この協議会については今市と会議所だけで構成をしておりますけれども、関係する食に関する関係団体とか農林水産の関係団体等も巻き込んだ形でそういう産品開発の会議として継続をしていきたいというふうに考えております。

それから、レストランの業種変更につきましては、これについては3点目の市内優先のことに関連してくるんですけども、指定管理を運営していく上で管理の協定書というのがありますけれども、これを中心に今回お配りしております業務仕様書、それから申請者が出された事業計画書、この3点をすべて包括して我々は管理をチェックしていくということになりますので、そこに書かれてあることについてはできるものということで、できない場合は改善を求めていくということになると思いますので、そのように御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 最後の地産地消あるいは地元のいろんな物品購入、あるいは雇用、こういったことはぜひ今後も強く申し入れていただき、もしこの指定管理が議決をされれば、そういったことを申し添えておきたいと思います。

答弁はいいです。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 松本さんの質問、また小坂議員の質問に重複する面が多少あるかもわかりませんが、これ基本的に私も十数億円のいわゆる公金において道の駅の設立を迎え、直営を1年半、そして今後3年間指定管理者制度においてやっていくという、これもととずっと考えていけば警察署の跡地ということで、市長並びに理事者の皆さんがまた大変な努力をして今日の形に至ったということについては評価もいたしますし、ありがたいと、このようにも思います。

ただ、一言私なりに思うことは、松本議員も多分ほとんどの、もしかしたら市長もその

ように思ってるかもわかりませんが、なぜ地元のそういう団体がやっただけなかったのかなという、そういう残念な気持ちですね。と申しますのも、黒滝の老人ホーム、当初間違っているかもわかりませんが、地産地消、地元の食材を購入していくという、こういう話の中で、それでは運営というかコストの問題で食材をもう大量購入していきたいとかというお話もあったやに伺っております。

また、給食センターの民間委託、そういうことの裏の中に何かあるかという、私一番言いたいのは地元の衰退ということが、ちょっとそれは地元が努力しないからこれやむを得ないよという考え方も一方にはあります。そこのかじ取りをどのようにやっていくかというのも、また行政に課せられた大きな職責といいますか、使命ではないかと、このように思う点があると思うんですね。

昨日の委員会でバンブー・ジョイ・ハイランドの40億円近い経費を投入したバンブー運動公園の運営についても指定管理者制度を行っていくと、これも一定の理解はいたしております。この指定管理者制度の中にもっといい制度があれば一番いいわけですが、試行錯誤の中で私たちはいろいろな行政運営をしていくという大変な思いを課せられておると、このように思います。

そこで、お願いといいますか、私たちの思いというものをこの道の駅の指定管理者制度を行うに当たってお話ししときたいという思いで質疑に立ったわけでありまして。なぜ、この竹原でこの道の駅を担っていこうとする団体がなかったのか、その点について、まず思うに、一定の直営期間1年半ありました。そして、このたび3年間という間、新たに本日の議決をもって指定管理者となるA社、これは私はトータルで考えてやむを得ないと思っております。しかし、3年間の間、何か大きな問題があったり、そごがあったり、予期せぬ、想定できぬことがあった場合に、理事者側として毅然として対応をしていくことは信用もしておりますし、またそうしなければならないというふうに思います。

ここでお尋ねしたいのは、3年後どのようにやっていくか、直営、そして指定管理者制度というふうに4年半道の駅の運営をされるわけでありまして、4年半という時間の間に次のときには何らかの形で育成と申しますか、育てていくことによって地元においてこの道の駅の運営をできる一定の形で何とかならないかなというのが私の思いであります。

ここに、指定管理者が指示に従わないときは契約を解除することができるというふうにあります。また利益50%分け合うという一つの約束事、今日中国5県、90カ所以上の道の駅があるやにお伺いいたしております。そういう中において、3年間の道の駅の指

定管理者制度において理事者側の私のトータルの質問に対して、とりわけお伺いしておきたいのは4年半の竹原市としての経緯の中での将来展望について柔軟性を持って対応していくということを考えていただきたい。その点について、できれば市長にお伺いしたいと思いますが、詳しい。

もう一つ、私お伺いしときたいのは、今までの審査会とか公募した事業者が作文をします。そういったことが地元として、団体として、地元の団体が大きな障害になっているということも指摘しておきたいと思います。作文は、国の役人でもどこの大企業でも上手に書くんですね。素朴なこの田舎で育ってきた私たちにとっては、そういうことが大変苦手なんです。それをもって公募の審査の中での過程が即本当に道の駅の運営に100%、いや80%、70%発揮されるかどうかというのは、この3年間ですから、もっとそういう意味では竹原市が育てていくということを今後やっていただきたいということもあわせて、重ねるようですが、重複をするようですが、この点についてお伺いします。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 現下におけます竹原市の1次産業、いわゆる農業あるいは漁業、ここらあたりが労働力が減少あるいは担い手が育ってないというようなことも含めて、地元におけるそういった産品というものがなかなか市内全般に調達できていないというようなこともございます。

そういったことで、地元のそういった衰退もあわせて中で指定管理者制度における今までの先ほど御指摘のありました黒滝ホームとか給食センターのほうで従来のような形での地元納入業者の調達できていないというのは事実でございますし、そこらについても今指定管理者のほうへは極力地元調達をしてほしいというような御指摘もさせていただいているところであります。

そして、そういった状況の中で、このたびの道の駅たけはら、この指定管理者制度については、先ほど来中川課長のほうから申し上げまして、今回は一応指定管理期間が3年ということでございまして、その中で各年において指定管理者が行ってきたことをまずは検証いたします。検証したことについて、改善、見直し、これもこの協議の中で進めていくというようなことが最前提にありますから、先ほど御指摘のあった地元育成、あるいは極力オール竹原というもので臨むということについては我々も全く同感でございますから、そういった状況の中で進めていきたいというように考えております。

また、2点目の審査の方法等についても、大変地元のそういった申請者のほうからそう

いった苦情、御苦言があったということも我々も多少聞いております。そういったことも次回、3年後にはそういった一年一年のこれからの検証を踏まえて3年、4年後の形態についても十分検討して、適切な方法で4年後を迎えたいというように考えております。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 大変前向きな御答弁をいただきまして恐縮に思っております。

苦悩の上に一步一步進化させていくというか、その点についてはたまには思いというものがあるんですけど、なかなか実行していく理事者側の立場というのは苦しい点も理解して言っているわけでありまして。細かいことを聞くようなんですけど、検証して是正させて、この間も委員会で少し資料のないときに指摘したんですが、1年目で様子を見て、2年目で改善勧告、それにおいて改善するか否かという、そしてもう3年間だったらどうしてもこの次の受け皿があるんであれば大丈夫ですけど、そういうシステムにもちょっと矛盾が、説得力のないというか、そういう点があるのではないかと、こう思います。

その点について、どう御返事ということではないんですけど、この施設というものは御存じのように普通レストランやる、何やる、かにやる、1,500万円もらってやると思ったら、私からすれば大変おいしい話なんですね。普通だったら、自分で土地買って、家建って、そしてレストランやる、毎月毎月ローンを払ってお客さんをお呼んでくる、そして経営を軌道に乗せていくというのが一般の事業ですね。当然公共性持ってますよ、道の駅。しかし、1,500万円もらうわけですね、ずっと基本的な経費というものはね。

そういう点について、やっぱりこういうことの中で対応するんであれば、そういう1年、2年という、副市長がさっき言ったからお言葉を返すわけじゃないんですけど、そんなことでは僕は対処できないんじゃないかなという。だから、3年間なら3年間、次の受け皿づくりのためにやっぱり方向性として。今答弁はできないと思うんですよ、まだこれからスタートするわけですから。そこは市長、心にして3年間の間にできるかどうかも課題ですからね。また3年先だろうという考え方もあるし、しかしながらそんなこと言ったら3年はすぐ来てしまうし、我々もそのとき議員やってるかどうかわからないし、そんなことを思うから、今ここでいま一步の姿勢というものを私たちに表明していただいて、できる、できないは別に努力をしていくという、この3年間でね。指定管理者制度のいいところ、悪いところがあるということも僕も思ってるんですよ。ただ、制度の中では今行政がとり得る手段としてはよりよい手段であるという、管理体制である、親方日の丸がや

るよりは絶対いいだろうというのは私も認識いたしております。そういう難しさを持ったお話とは存じますけど、そういうことに対して、3年先のことに対して、やはりこの制度をやっていくということの中での苦悩もあるとは思いますが、ぜひいま一步の前向きなお話をお聞きしておきたいと、このように思います。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 道の駅たけはらは、竹原市が3年前に現下の人口減少あるいは景気の低迷といった、ややもすれば衰退化しつつ竹原市において、将来そういった不安な面がある中で、浮沈をかけたこの事業、これを何とか成功させなくてはならないという一心のもとにきょうまでやってまいりました。

そして、正直言います、今回こういった道の駅たけはらのような運営形態というのも竹原市では初めての経験でございました。それで、議会も含めてオール竹原、会議所も含めていろんな形で御助言なり御指導なりいただきながら今日まで来たわけでございます。これを今回の24年4月からの新たな指定管理者を迎えるに当たって、これはこの3年間は本当に短いと思います。その中で将来あるべき姿というものを確実に見出して前向きに進めてまいりたいということで御理解をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私は、持論として給食センターのようなものは直営で安全第一を追求し、道の駅のようなものは民間において活力を目指していただきたい、このように考えております。今回の大新東株式会社さんにはぜひ頑張ってください、竹原を活気づけていただく方法で続けていっていただきたいというふうな思いでいっぱいです。

なお、この委員会が、私はこの担当委員会が違いますので単純なところですが確認のために5点ほど質問します。

まず1点目は、市外業者を選定したわけですが、この場合プロポーザルという作文において決まったということもあります。竹原市民の雇用促進にどのようにつながるのか、もう一度確認させてください。

そして、先ほどもありましたけども、フランス料理を続けていただきたいという旨がありました。なぜそこにこだわるのか。

3点目、今回は利益が出たときにはフィフティ・フィフティ、これで分け合うという提案があったようです。これは、ほかの2社ではあったんですか、なかったんですか。この1社だけの提案ですか。

4点目、駐車場がどうしても不足しているように感じます。この増設に努める必要があると思いますが、いかがですか。

最後に、私が一般質問で行いました竹原の水、これを直営店で販売するというふうな答弁がありましたが、これが直営店でなくなった場合にはどのような対応をするつもりでしょうか。

5点、お聞きします。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

まず、地元の雇用促進はどのように図られるのかという御質問でございますけども、これにつきましては、先ほども少し触れさせていただきましたけども、今後この事業者において現有スタッフとの面接等による再雇用について配慮をしていただけるものというふうに思っております。

それから、2点目のフランス料理にこだわる理由ということでございますけども、これについては我々が直営で開設をする当初に御説明を申し上げておりますけども、周辺の飲食業者に配慮をして、そういうバッティングしないような業種形態にして、なおかつ要するに竹原市に今現在ないというような業種業態にこだわって、レストランだけで集客が見込めるようにということで管理運営計画を定め今日まで来ておまして、これにつきましても若干夜の業績については課題はありますけども、お昼のランチについては一定の成果が得られているというようなことで、引き続きの形態をお願いをしたいということで説明をしております。

それから、利益還元につきましては、3社の提案のうち還元をということで5割還元というようなことでの直接的な還元を提案した業者は1社のみでございました。

それから、駐車場の不足につきましては、これについては用地の問題もありますので、今現在、例えば土日祝日等は市役所の職員駐車場を開放したりというようなことで対応しておりますので、すぐにの対応にはならないと思いますが、我々としましても駐車場不足については何らかの対策が必要ではないかというようなことは感じておりますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

それから、水の問題につきましては、民間の指定管理者に移行したとはいえ、道の駅たけはらという公共施設の部分の形態は残っておるか、ございますので、引き続き販売をされるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 雇用のところですけども、要はプロポーザルでやったわけですよ。ですから、この雇用にしても、利益が出たときに50対50になるにしても、これをほかのところでもし作文に書いてたら点数は変わってくるわけでしょう。だから、そういうやり方がどうなのかなというのが私の疑問なんです。私はプロポーザルという方式に対しては、少し疑問を持っております。

1回目、一昨年に行ったこの道の駅の指定管理者の入札では金額を入れました。今回は上限が1,500万円ということで、金額も大きいですけども大分違った形になっております。どうもこのプロポーザルでやるのであれば、その前、説明の段階で雇用は竹原市民に限るんですよ、これを入れてほしいとか、その提案のあった利益が出たときには50、50でやってほしいですよということは言うべきだったんじゃないんですか。それによって、相当点数が変わってるんじゃないかと思うんですよ。そういうことはあり得ないでしょうか。

また、レストランですけども、周辺の店とバッティングしない、それは当たり前で、かえってバッティングしてくれたほうが良いという人もいますけども、1,500万円もらって店舗料も払わないで勝負するわけですから、そりゃあ勝って当たり前の店で、ほかの店は家賃払ってやってるわけですよ。そのあたりを私は一般質問でもやりました、そこで店舗するもんじゃないですよ。そういうどうも竹原のほかの店に対してかなりの圧迫感がなければいいけどなというふうな危惧を感じております。それがありませんという答えができるのであればしてください。

それで、駐車場はもう少し、竹原の人はわかるんですが、今の職員駐車場を開放してということですけども、それがもう少し周知できるような方法をとっていただいて、少し遠いんですけどもあそこを何とか使っていただく。職員駐車場がオープンできればアイフルのほうでも使えるわけですから、いろんな面で活用できていいかというふうに思っています。

また、今町並み保存地区にアクセスする道路網も整備されつつありますけども、そのあたりのやはり駐車場の増設を考えていかないと、このレストランをやった場合にはそこに1時間、2時間滞在するわけですから、なかなかほかのお客さんの利用が難しくなってしまうということを考えてください。

最後に、竹原の水ですけども、これはもともと竹原の安全でおいしい水というPRのも

とにつくったものです。ぜひいまだ実現されておられませんけども、これをできれば竹原じゅうのお店に置いて、それが公共に置く必要があるのかどうかはよくわかりません。以前は直営なら置けますという話でした、そして置いてくださいということになりました。公共なら置けますという話が変わってきました。それならば、どこの店にでも置くべきではないでしょうか、答弁をお願いします。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） まず、プロポーザルの手法についての御質問ですが、前回の不調になりました指定管理者の公募、これにつきましても同様にプロポーザル方式ということでやっておりますので、今回についても同じプロポーザル、いわゆる企画提案による評価ということでございますので、その中には収支計画書という中で予算、指定管理料も含めた予算を提示していただくということでは同様でございますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、レストランが民業を圧迫しているかどうかという御質問ですが、これについては繰り返しになりますけども、今回直営での運営になったことで一定には周辺の業者さんへの配慮によりましてこういう形態をとったということで、これについても御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、駐車場の件につきましては、これについては土日については交通警備員を配置をしまして誘導に配慮をしているところでございますけども、これについてはすべての終日そういう警備員を配置するということになると、人と物、人、物、金というようなことで経費のほうにも影響してまいりますので、これについては今後指定管理者が指定をいただきましたら指定管理者のほうとも協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、水の点については、ちょっと私のほうからは答弁を控えさせていただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 水道課長、答弁。

水道課長（前本憲男君） 道の駅における竹原市のおいしい水の販売でございますが、水道課といたしましては、道の駅のほうへの観光客に対しての竹原のおいしい水をPRすることで現在道の駅のほうに置かせていただいております、今後も引き続き指定管理者になった場合でも引き続き置かせていただくように今後は、きょう議決いただきましたら話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 5番。

5番（大川弘雄君） 最後ですね。

そのプロポーザルというのは理解できてるんですけども、例えばフランス料理をぜひ続けていただきたいという提案はしましたよね。それならば、雇用も竹原市民でお願いできませんかとか、初めて提案のあった利益があったときには50対50でやっていただければ助かりますといった細かい説明をした上でのプロポーザルをすれば点数が変わったのではないですかと言ってるんでしょ。これは、すごい点数の得点になるんじゃないですか。利益が出たときに50対50で配分しますって、僕初めて聞きましたよ、こんなやり方。こんな解決策というか、素晴らしいことを考えていただける業者ですから素晴らしい業者だと思いますけども、こういうものを次からはぜひ提案していただいて、プロポーザル方式、こういう指定管理者をやったときに利益が出たら50、50で配分できるっていったら、そら皆さん変わってきますよ。どちらかというとなら、500万円を突っ込んでお金もうけをしていただくためにやるんですよっていうふうな感覚の人もかなりおられますので、そのあたりはぜひプロポーザルを説明するときに、この事業を説明するときにプロポーザル方式ですからこういうことをぜひ検討していただきたいという旨を詳細説明をするべきではないですか。それによって点数が変わってくるでしょう。この業者は、過去もこのようなことをされて、作文は大変上手なんだと思います。それができるかどうかは、ぜひやっていただきたいと思っておりますけども、その作文によって点数が変わってくるんですから、少し詳細の説明が甘かったのではないかというふうに感じます。

また、その周辺の民間を圧迫しないとか思ってるそうですけども、これはだれが考えても圧迫しますよ。そのあたりを、じゃあそれはどのような対策をとるかということは今からまた考えていかないといけないと思いますけども、それで競争をすればいいんですというような甘いものじゃないですよ。1,500万円もらってやるほうが有利に決まっていますよ、そりゃあ。ほかの人は家賃払ってるんですから。そのあたりの考え方が少しどうかなというふうに思っています。

次回からの指定管理者制度においてプロポーザル方式を採用するときには、ぜひこの雇用のことと利益が出たときには50、50にする、このようなことを希望提案していただいてやっていただければ、また業者の選定の方法、仕方も変わってくるんじゃないかと思えます。よろしくをお願いします。

要は、最後の質問は、説明不足によってこの指定管理者となられた業者が変わった可能

性があるのかないのかというところをお聞きして最後にします。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） プロポーザル方式の御質問でございますけども、今回地元雇用も含めまして、業務仕様書、募集要項また現場説明会等ではそういう地元雇用に配慮するようというところで御説明をお願いをしております。

プロポーザル方式、繰り返しになりますが、企画内容の提案になりますので、どこまで詳しく仕様書をつくるか。逆に詳しく書き過ぎると差が出ないというようなデメリットもございますので、今回につきましては、議員の御提言のことも踏まえまして次回の仕様書に反映をさせていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 3番。

3番（井上美津子君） 私は、昨年一般質問の中で道の駅のことを質問させていただきましたので、その関係上、利用者の立場としてお聞きいたします。

仕様書の中に、店内陳列品の管理に注意し、来店者の購買意欲を促進する配置に努めるとあります。また、その下のほうに、地元生産者や商業者等の既存出品者がしやすい環境に努めること、そのまた下に、現在出品登録してある出品者が引き続き出品できるよう配慮することとありますけども、この指定管理者になった場合、どういうふうになるか。配慮をするということですから、余り変わらないということではあると思うんですけども、どういうところが変わっていくかというのを教えてください。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 失礼します。

業務仕様書に基づく今後指定管理者に変わった場合の変更点ということでございますけども、まず今現在御提案いただいている内容につきましては、現在出品者が委託販売方式ということで、売り上げの15%から20%を道の駅に納めまして、残りを出品者側が毎月月末、月締めで精算をするというような販売方式をとっております、この率、またそういう手数料率等も含めて、これについては現行を維持するというようなことで御提案をいただいております。

それから、売り場の管理につきましては、これまでオープン以来レイアウト変更等も余りなされていないというようなことで、これについては我々としても課題ということで認識をしております。そういう部分につきましては、各コーナーの区画整理であるとか売り

場の清潔確保、またその関連した朝市の定期的な開催等今回御提案をいただいておりますので、そういう部分では一定に職員の研修も含めましてこちらの事業者のほうでマネジメントといいますか、総合的な管理をしていくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 3番。

3番（井上美津子君） レイアウトが変わっていくということで、やっぱり買いやすく、商品がわかりやすく買いやすいというメリットは多分あると思います。

やはり今は珍しいということで来店者っていうんですかね、がふえてると思うんですけども、今後その来店者がある程度のところに達するとやっぱり減少していくという傾向があると思います。それに対して、やはりイベントを企画し、また開催していくというところで、この指定管理者の方に関してはどういうふうなことをやるというふうに言っておられるのでしょうか、教えてください。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） まず、集客減に伴う提案内容ということでございますけども、まず情報発信ということで、このグループ企業も含めましてそういう自社グループでの食材等の紹介であるとか、その食材を活用していきたいと。また、そういうオリジナルの商品についても開発をしていきたいというようなことも提案をいただいております。

それから、同じく情報発信に関する事で申しますと、インターネットを活用して24時間体制の要望を受け付けるとか、そういうリピーターを確保するための提案もなされております。それから、先ほど申しましたような朝市のような定期的な実施、それから実際に現在実績があるということでカルチャークラブといいますか、文化講座などを開催をしながら、それでリピーターをふやしていくというような御提案もいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 3番。

3番（井上美津子君） ありがとうございます。

やはりリピーターがふえるということは交流人口がふえるということで、竹原も活性ができるんじゃないかと思います。それに、このたび一般質問の中にも同僚議員が言っておられましたけども、東北の産品をこちらのほうでイベントとして販売をするという、やはりそういうところもあわせてお願いをしておきたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 長くなっておりますんで、手短に質問させていただきたいと思いません。

ここ最近、道の駅に関しましては、とりわけこの季節的な気候がいいというようなこともあってのことだろうと思うんですけども、大根にせえ、白菜にせえ、非常に大きなもの、あるいはキャベツですね、非常に大きなものが非常に安く手に入るということで、非常に評判が高まってきておるといいますかね、ここんこ急速に。レストランのほうも、夜間のほうは別にしましても昼のほうはかなり市民の間にも浸透していて、そこそこ、そこそこと言うとおかしいですけども、経営的にはかなり明るくなってきておるんじゃないかと、こういうふう考えておるわけですね。

それで、私委員会でも申し上げましたんですけども、一番地元の資本あるいは人、あるいは材料といいますか、これが一番うまく機能して、それが循環拡大していけば一番いいわけですけども、しかし残念ながら経済的に低迷をしてくるとなかなかそのところが地元の力だけでは経済の活性化とかまちづくりということがなかなか困難な中で、よく言われるのが若者、よそ者、ばか者とか言われるわけですね。こういうことも委員会の中で言わせていただきました。

それで、私ここでちょっと確認させていただきたいんですけども、担当課長のほうからもございました。また、吉田議員のほうからも指摘がありました。結局8社が市内の企業、市内の関係者が8社集まって、それに最終的な応募にこたえていただけなかったというか、私はある意味で言えばここに竹原市の経済の低迷の問題もあるのかなと言え、ある意味やはり新しい世界に挑戦をしていくという意欲とか、これはもう商売の世界ですからこれは市長のほうはよく御存じだろうと思えますけれども、やはりそういうチャレンジ精神とか闘争心とか、いろいろないといけんわけですよ。そうしたものが新しい竹原市の経済を活気づけていくわけですよ。それで、いろいろ言われますけれども、確かに公の施設であることは間違いございませんが、道の駅といい、結局は地産地消とかいろいろ言葉は言っておりますけれども、地域経済の活性化ですよ。やはりこれをしていくには、私はやはり民の力をかりるほうがはるかにいいだろうと、こういうふう考えます。

しかし、ここで問題になった8社が応募しながら最終的に、その説明会へ来ながら応募していただけなかったこの現実というものをやはり私は深刻に受けとめる必要があるだろう

うと思うんですよ。市長もそのもとの母体で言えば商工会議所の副会頭をやられて市長のほうへなられたわけですよ。そうすると、そこにやはり竹原市の経済界とか商工業界の課題があるわけですよ。これに対してのやっぱりこれからどうしていくんかということも私はやっぱり考えていただかなきゃいけないということと、それでもう少し竹原の町並みで言いますと、私が昭和55年ですから市役所入ったのが、翌年だったと思うんですよ、あの町並みの指定を受けたのがね。そのときもいろいろあったんですよ、じゃあどうすべえやというようなことでね。あの町並みという歴史的遺産とか資源というものを生かしてどういうまちづくりをしていくんか、地域経済の活性化を図っていくんかということでいろいろ議論はありましたけれども、結局のところはその当時は掛町商店街にゆだねたんですね。それで、道の駅ができるまでは、観光センターも含めてずっと掛町商店街の皆さんにその役割を担わせてきたわけですよ。そうしますと、やはり先ほどの問題点を含めて、掛町商店街を初めとした、これまでの道の駅ができるまで町並みを生かした、ある意味まちづくりへ協力をしてこられた方に協働のまちづくりという視点、あるいは地域経済再生という観点からこれからどういうふうに取り組んでいかれるんか、そのお考えというものをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（中川隆二君） 先ほどの吉田議員との御質問に重複するかと思いますけども、今後例えば3年後、4年後の体制という御質問かと思いますが、御指摘のとおりだというふうに認識しております。

実際には、先ほど副市長も申しましたように、我々としてはオール竹原というのが目標としてはございますので、そういう点では今回地元が8社説明会に御参加いただいた中で御応募できなかったというのは非常に残念な結果ということで、一団体といいますか、一社一社そのものでは確かに申請が難しいということであれば、今回も申請のほうでは可能としておりましたいわゆる企業連合というような形ででも提案がしていただけるような形について研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） あと一回で終わりますんで。

私が言いたいのは、私は結局今の恐らく今回の結論を受け入れざるを得んと思うんですよ。それで、もう成功する以外ないんですよ。3年間ですよ、もし赤字になって低迷をす

るということになりやあ、とてもじゃないけど次の展開というのは厳しいですよ。恐らく、今度の受託会社のほうに指定管理者のほうで頑張ってもらって、例えば道の駅があふれる、あるいは町並みの観光客があふれる、もっと言えば「たまゆら」効果ですよ。

「たまゆら」効果で駅前商店街のえびすまつりなんかも流れてきとるわけですからね。ある意味で言やあ、道の駅をあふれさせることによって周辺へどういうふうに波及効果をしていくというか、こういったことを考えなきゃならんわけですから。それで、一度失敗するとそれ以上のものを呼ぶというんは、これはなかなか大変なことですよ。恐らく至難のわざと言ってもいいでしょうね。ですから、私はこれは不退転の決意を持って成功させていただかなきゃならんと思つとるんですよ。

しかし、その一方において、今回の指定管理者の選定をめぐって起きたところのまさに竹原市の商業者等が抱えておる、その問題をどのように整理をして、整理をしてですよ、新しい時代の新しい苦しい困難な状況よね、それへ打ち勝っていくだけのチャレンジ精神とか経営革新というものをどう植えつけていくんか、植えつけていくというたら生意気な言い方かも知れませんが、それに挑戦をしていただける経済的な土壌というものをどうつくり上げるかということは、これはやはり大事なことじゃろうと思うんですよ。

しよせん道の駅だけで竹原市の経済の浮揚力を図るわけにはいかんわけですから、この道の駅を外部からの経営手腕とかノウハウとか、あるいは経営努力を見習っていただいて、それが全体として波及効果をして浮上していくような、そういうふうな刺激効果というものを持っていたかなきゃならんわけですから。ですから、不退転の決意なんだろうと思うんですね。

そうした意味で、やはりここは、ここはやはりトップの責任者として市長のその不退転の決意というものをぜひとも、タネットでも続いとるわけですから、それを示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でもって終わります。答弁ください。

議長（脇本茂紀君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道の駅につきまして皆様方の御意見をいただいております。各議員の皆様方の意見は、皆すべて正しい部分もたくさんあったように思っております。

ただ、その正しい中、あるいはデメリット、メリット、多々あるわけなんですけども、先ほど海士町の話が出まして、よそ者、若者、ばか者と、やはり意欲のある方々、そしてよそ者も地元の人と一緒に今回はこの道の駅は地域振興ということの中で、この指

定管理になられた企業の方にぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思いますし、この3年間でしっかりとした経営母体の中で、その利益を生むだけではなくて、やはり竹原の情報発信基地となることは今回の企業、指定業者の方はよくわかっておられるわけですので、この道の駅、中国地方90カ所あるわけですが、成功しるところと失敗しるところがあります。失敗したところは、今言ったように再起がなかなか倍の努力が必要ということなわけですので、この3年間はその指定業者の方々にはぜひそういった重い責任を持ってやっていただきたいと思いますし、我々も行政としてできることには御支援もし、ただ資本主義社会でございますので、プロポーザルでお約束していただいたことは確実に守っていただくよう、我々はそういった意味で運営をしていただくことをきっちり約束をしていただきたいというふうに思っております。ぜひ御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に反対をしたいと思います。

先ほど質疑の中でも申し上げましたが、まず第1点に公共施設の管理運営が指定管理者でよいのかどうか率直に指摘して、現在竹原市が行っている指定管理者制度の問題点を指摘いたしました。これが、全く改善されないままに公共施設指定管理という今回の提案には、私は大きな問題があるというふうに考えることが第1点であります。

2つ目には、この公共施設、道の駅、こういった巨額な税金が投入された施設での収益のあり方についてであります。

住民の福祉公共施設でありますから、住民の福祉向上、ここが最大の目的であります。収益の50%が民間事業者に渡るということがこの制度の問題であります。さらに、赤字のときにはどうなのかということも質問しました。指定管理料が1,500万円、これが上限とすれば、赤字のときは撤退するか利用料金を上げるか、この二者択一しかありません。これを考えたときに、公共施設の管理として住民福祉の向上という点から適切な管理とはとてもじゃないが言えないと私は明言しておきたいと思います。

3点として、私は指定管理の問題はいろいろ先ほど指摘しました。これだけの巨額の公共事業で地元の関係者、業者がこの運営を請け負うことができない、仕事をするのができない、これはだれがどう考えても多くの市民の願いを裏切ることになるということを率

直に指摘しておきたいと思います。本来なら、2階、3階部門は目的に沿って市がきちつと管理すべきであります。運営すべきであります。1階の物品販売、いろいろ新しい事業の展開については、地域の地産地消といいますか、地域の関係者の協力あってこそ初めて地域の振興につながる。これは、だれが考えても地域の力をくみ上げないで外部からこれを任せて、私は決していいことができるはずがない。地元のことを考えるならば地産地消、地元の関係者の協力、これを大前提にした業務委託等管理運営は十分可能だということを改めて指摘しておきたいと。

以上でこの議案の反対討論といたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（脇本茂紀君） 日程第6、議案第49号市道路線の認定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第49号市道路線の認定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものであります。

今回認定する路線は、旧国道432号の引き継ぎにより整備する道路1路線、県道上三永竹原線の道路改良工事により整備する道路5路線であります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） まず、市道の認定でございます。

蔵山線につきまして、担当課のほうにお尋ねをさせていただきたいと思っております。

私の理解では、今回県のほうから長さ115メートル、幅員が約8メートルから9メートルの道路を市のほうにいわゆる権限移譲のような形で移譲をしよう、こういった理解を持っておるわけでございます。

しかし、これをひもといてみますと、約20年前からこういった状態で道路を県のほうが管理をしておったわけでございます。しかし、この形態を知っていらっしゃる北部の方はわかろうと思うんですが、いわゆるどん突き、行きどまりである、段差がある、こういったことでございます。そういったとき、約20年前は当時の竹下知事等々が空港あるいは山陽道、そして広島市内へ1時間で行けるような、こういった交通体系の整備、こういったことでこの新庄交差点の改良ができた。また、当時の道路法等々で交差点を大きく、あるいは歩道等々を大きく、こういったことでこの交差点ができて不要な道路になった、このような認識を持っておるわけでございます。

そういったとき、現在までじゃあどのような状態かと言いますと、議長にお許しをいただきまして、写真を撮影をしておるわけでございますが、これはこちらのほうはいわゆる保育所のほうで種田山頭火の曼珠沙華の碑があるところです。これがどん突きでございます。戸口のほうはお店、そして真ん中もある商業を営んでいらっしゃる。これは、いわゆる日本でいう二大メーカーの関連の自動車産業の関連の会社でございます。

しかし、何十年もこういった5台、6台、違法駐車、こういったことでございます。これは、私自身は今まで県のほうがなぜいろんな措置、勧告、是正あるいは土地の規制等々をしなかったのか、こういった疑問点がある。そして、今になってなぜ市のほうを思い出したように20年余りをたって市のほうに面倒を見ていただきたい、これは私は不条理ではなからうか、このような思いがするわけでございます。

こういった点につきまして、まず担当課のほうが今までの現状といったものは県のほうからこういった状況で引き継ぎ、あるいは条件等々を示していただいて今回の上程になったのか、こういったこともまず1点目にお尋ねをしたい。

そして、くしくもきのうの8番議員の片山議員の市長の御答弁の中では、市道のあり方というもの安全性が確保され、主要道路から生活道に至る一体的な道路、ネットワーク、こういったものを目的とする、こういった答弁の内容の答弁書がございました。これからいうと、今言いましたようなこの270坪余りある土地を県のほうは例えばこの3者

に安く分けるから買っていただけないか、あるいはもう一方では、広島市の平和公園等々にあるような路上パーキング方式で貸すとか、あるいはそういった利便性を図るために月決め駐車場、8メートルから9メートルあるわけですから道路法には抵触をしない取り方が私はできるのではないかと思います。また、もう一方では、ここは国道2号線あるいは空港あるいは広島へ行く結末点の重要な地点でございます、いろんな地域の方が知り合いの広い土地をお持ちのところへ車を置かせていただいかぐや姫あるいは空港等々へいろいろと行っておられる状態。じゃあ、そういったときにそういった利便性を図るようなそういった措置も必要ではないか、このような思いを持っておるわけでございます。

ですから、もう一度繰り返しますと、そういった経緯等々を県からよく申し送りをしていただいて理解をして今回のこの上程になったのか、この蕨山線につきましてはあと御答弁をいただきたいと思っております。

また次に、仁賀ダム湖の3号線でございます。これは、いわゆる橋から集団移転地あるいは芸陽バスの車庫のほう、これが1,800メートル、幅員4メートルでございます。これは、いろんな仁賀ダム建設時にいろいろと要望等々があつて、ここは恐らく頻繁には使うような道路ではない、こういった思いがするわけでございます。

しかし、今から完成をいたしまして引き渡しをいただきましたら、この仁賀ダムのいろんな地域振興策の中で仁賀住民の方々がいろんなイベントあるいはいろんな催し、こういったことも考えておられるのではないかと思います。

ただ、端的に市民的な立場からいうと、じゃあ果たしてこの道は夜間は通行ができるのだろうか、あるいは暴走族のいろんなレース場になるのではなからうか、あるいは犯罪の温床になるのではなからうか。ガードレールは1,800メートル、例えばメートル2万円だったら3,000万円、4,000万円かかるわけでございます。そういった安全対策等々を講じていただいて県から市のほうにいただくのか、この点につきましても御答弁をいただきたいと思っております。

議長（脇本茂紀君） 建設課長、答弁。

建設課長（大田哲也君） 蕨山線についての御質問でございますが、この路線は国道の2号線と国道432号の交差することによってございまして、これの交差点改良によりまして旧道の国道432号、これが現在国道の機能がなくなり、地域の生活道路として現在使用されている現状でございます。

こちら、20年たった今どうしてかという御質問でございますが、こちら現在県との連

絡調整会議、この中で広島県内にはこういった道路改良に伴う旧道を整理するという事務手続が今なされているところがございます。今回、県のほうからそういう引き渡しの申し出がございまして、市のほうとしては現在生活道でもあります、またこの路線の地下には国道2号線の南側にあります賀茂川中学校、棕原、片山谷といった地域への給水を行う配水管も設置しております。そういうことから、県のほうからの申し出におきまして、市が現在受け取る予定にしているところがございます。

また、ここを2番目の駐車場、パーキング、広島平和公園のような駐車場にできないかということでございますが、先ほどの生活のライフラインであります水道管、またここには消火栓も設置してございまして、地域の安全・安心の面からも市道として管理することになっております。

また、3番目の仁賀ダムの3号線、こちらについては現在仁賀ダムの機能補償道路として整備をしておりますが、ガードレール、また舗装については県のほうで行っていただき、またダム湖の周辺ということで修景施設、修景スポットもつくっていただき、また桜、紅葉といった植栽もしていただくように話を進めているところがございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 仁賀ダムの3号線につきましては、一定の了としたいと思いません。

まず、蕨山線、これにつきましてはまだまだ聞きたいことがたくさんあるわけがございます。最終的には、あそこは道路が通り抜けることによっていろんな交通事故あるいは交差点が複雑になる、こういったことでこれからもそのまま高さ50センチ余りの行きどまり方式、また歩道へは何とか通れる、こういった御理解でいいのかということがまず1点。

そして、私はもう一点言いたいのは、このお店の前から次の河内方面の交差点まで約300メートル余り、当時の竹原市そのものが空港関連で歩道等々のいろんな強い要望をしなかったためにすごく狭いわけなんですね。そういった中、通学路等々、いろいろと3年前からこの地元の皆さん方は要望をされていらっしゃる。しかし、県は都合がいいときはこの道路を取っていただきたい。そういった要望等は依然として解消していない。そういった進捗状況等々があれば、私は住民の方々は大変いろんな意味で不満も持っていらっしゃるのではないかと、こういった思いもするわけがございます。この点につきまして、御答

弁をいただきたい。

また、課長が今答弁されたのは、いろんな水道とかいろんな分があるからなかなか駐車場方式等々は難しいという、これはある一定の理解をいたしました。しかし、先ほど写真を見せましたこの会社というのは、私は追及型ではないですが、一つも敵がい心もこの会社にはないですが、きのうからもう全然とめとってないんですよ。これはだれか県がきょうあれするからと言ったのではなからうか、私はこういう精神が私はいかがなもんかのという思いがするわけでございます。

ですから、このいろんな利便性等々考えれば、どういった方法でこの3つの会社、あるいは2つの商店等々に配慮をするのか、そういったことも整理をしなくては、他の住民の方々もこの3社に対してはいろんな思惑で住民トラブルの種になるのではないかと、こういった思いもするわけでございます。そういったことで、駐禁方式にするのか、駐車禁止にするのか、そういったお考えがあればあわせて御答弁をいただきたいと思えます。

議長（脇本茂紀君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（柏本浩明君） 蕨山線をどのように引き継ぐのかということにつきましては、道路法による引き継ぎでございますけれども、これは要らんようになったんじゃない、まあ無理やり市のほうへ引き継げやというようなことでなしに、一応は道路法の93条に基づいた引き継ぎということでございまして、市といたしましても現在の写真、先ほどの写真のような状況もありますことも受けまして、市としても県のほうへ舗装とか側溝の清掃とか看板、交通安全対策等々についてお願いをいたしまして、最近見られたときに車がとまってなかったというのはようやく工事に入っていたという状況でありますので、これからは交通安全等については警察署のほうとも相談しながら標識等の設置については要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それと、432号の歩道の件でございますが、これはいろいろな地元の要望とか市長初めとして県のほうにも要望いたしまして、今回今現在は図面ができておりまして、来年度には工事に着工していただけるというような話を聞いておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（脇本茂紀君） 日程第7、議案第50号竹原市暴力団排除条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第50号竹原市暴力団排除条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、暴力団が市民の生活や事業者の事業活動等に脅威を与えている現状にかんがみ、竹原市からの暴力団の排除に関し、基本理念、基本的施策などを定め、暴力団の排除を推進しようとするものであります。

条例案の内容につきましては、暴力団が市民の安全で平穏な生活及び社会経済活動の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等がともに認識し、相互に緊密な連携のもとで一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として暴力排除活動を推進することを理念とし、市や市民等の役割を定めるとともに、市の事務及び事業における措置、利益供与等の禁止、契約時における措置など、暴力排除活動を推進する上において必要な事項を定めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

1番。

1番（山元経穂君） 竹原市暴力団排除条例、暴排条例ですか、略して、で何点かお伺いいたしたいと思います。

今、全国の自治体で制定、施行が進んでいるこの暴力団排除条例ですが、広島県においても、本県においても本年の4月1日より施行され、県民に条例を守る義務が課されていますが、当初は市民の方から暴排条例に関してほとんど尋ねられることがなかったように思います。それが変わる契機となったのは、マスコミでも大きく取り上げられた本年8月の有名芸能人の引退にあったと思います。以後、市民の方からも暴排条例という言葉をよく聞くようになりました。

今議会において上程されている本市の暴排条例ですが、第5条において暴力団員と不適切な関係という文言があります。不適切な関係にある人のことを暴力団関係者または密接交際者と表現されるのでしょうが、例えば暴力団員と交際されているとうわさされている、また暴力団員と一緒に写真に写ったことがあるなど、一見すると不適切な関係とみなされそうな例もそれだけをもって暴力団関係者とみなさないと警視庁も否定しています。

しかし、たまたま知らない間に暴力団員、関係者と居合わせた、またたまたま仲よくなった人が団員、暴力団員、関係者だったなど、そういうときに暴力団関係者に認定されるのではないかと市民の方も不安なのではないかと私は考えます。

そこで、例えを挙げてお伺いいたしますが、本条例第8条、何人も情を知って暴力団もしくは暴力団員等またはこれらの者が指定した者に対し暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる金品、その他の財産上の利益の供与をしてはならないとあります。何人も情を知っての情といえ、情けではなく実情という意味であると思いますが、例えば暴力団の事務所に配達業者が物品を配達した場合、同8条にある利益の供与また同5条2項の暴力団を利することとして条例違反とされるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） ただいまの質問でございますけども、例を挙げての質問で、第8条とまた5条の2項についてのことであります。

まず、第8条につきましては、8条の趣旨につきましては、市民が暴力団もしくは暴力団員等に対して暴力団の活動資金となり得る金品等の利益の提供を行ってはならないこととすることを規定したものでありまして、具体的な例につきましては通常の業務ということとを考えておりますが、先ほど言われました個別の具体的な例につきましては、事情事情によっては違うと思いますけども、先ほどの部分については通常の業務ということ違反しないということでございます。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） よくわかりました。ありがとうございます。

例を出してですが、なぜこのようなことをお尋ねするのかということなんですが、市民の方、今の例えではないですけど、商売をされている方、特に気になるんじゃないか、不安なんじゃないかと私は考えるからお聞きしました。また、今議会前の民生産業委員会を傍聴するに当たり、本条例の事前説明を理事者のほうが行ったことに対して、委員の方からも不適切な関係に対してわかりにくいという声が多かったと思います。

ですから、この条例の制定を目指すに当たり、市民の皆様に混乱がないように広くわかりやすくお知らせしていただきたいと思います。広報たけはら、市民と議会、先ほどからもちょっとありますが、ホームページ等々の広報でまた広く市民の方にも知っていただく、広報するということではあるでしょうけれど、それ以上により細かな、そしてわかりやすい、先ほどの話ではないですが、わかりやすい事例を載せたパンフレットでも作成して市民の皆様にお配りして広く知っていただかなければならないと思いますが、その辺についてお答えを願います。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 条例の周知ということであります。

先ほども議員からありましたように、この市民や事業者と暴力団との関係の遮断に向けた、これは努力義務を課しとるという内容が含まれてありますので、当然警察等関係機関との連携を図りながらホームページ、広報はもちろんのことではありますが、現在チラシを作成し、より市民にわかりやすいような周知並びに浸透を図っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 1 番。

1 番（山元経穂君） そのようによろしく願いいたします。

関係機関ですか、今お言葉にもありましたが、警察さんのことが主などころではないかと思いますが、本条例の基本理念を記した第3条、市、市民及び関係機関等がともに認識し、相互に緊密な連携のもとで一体となり、暴力団を恐れぬ運動を展開していくということがありますが、市民の方に御理解賜らなければこの相互に緊密な連携ということとはまず不可能だと思います。

くどいようですが、どうか理事者においてはわかりやすく市民の方へ啓発に努めていただきたい。また、担当課の方においては、しっかりと個別事例に関して勉強していただき

たいことをお願い申し上げておきます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 2番。

2番（高重洋介君） 失礼します。

私も少し1番議員さんと同じような質問になるんですが、私も最近このことでよく相談を受けます。しかし、私自身これを読んでもとても範囲が広く、グレーな部分が多いといえますか、なかなか説明することが難しいと思っております。したがって、私たち議員、また担当の方々と警察の方々と勉強会などを開いていただきまして、しっかりとこの条例を認識して、市民の皆様にも説明できるようにしたいと思っております。

私は、これは暴力団を排除することも大事だと思いますが、市民の安全が一番に大事じゃないのかなと思っております。その辺の勉強会などを開いていただくことが可能かどうか、御答弁のほどお願いします。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど啓発の周知といえますか、そういう質問だったろうと思います。

先ほども申しましたように、市民、事業者に対して、一定にホームページまた広報、チラシ等によって周知を図ってまいりたいと考えておりますし、今言われた部分について、当然個別の相談があれば窓口で担当課が説明をするということもありませんし、いわゆる一部の団体といえますか、PTAとかなんとかというような部分があったら出前講座といえますか、そういう部分についても考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 2番。

2番（高重洋介君） 私がお聞きしたのは、議員、いろんな方々の例えばわからないから教えてほしいんだという方を集めてそういう警察の関係の方に来ていただいて、市民に対して私たちが説明できるような勉強会を開いていただきたいというような質問です。

それと、私のとこによく相談というか話があるのは、先ほども言われておられたように自営業者の方です。やっぱり自営業者の方は知らない間にそういう方々がお客さんに来ていたりとか、気づかない間にそういう関係になっているという方もおられると思います。実際にどんな職業かと言えば、ここで余り言えないんですが、冠婚葬祭なんかでも必要なときがあるじゃないですか。そういうような方々の経営されてる方々とか、いろんな方々が

そういうところに携わっております。

そこで、そういう方々にもいろいろと知っていただくために商工会議所などと連携をとりまして、またそこでもそういう自営業者を集めて説明会などをしっかり開いていただきたいと思います。あわせてお聞きします。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 先ほど議員さんのほうに市民からいろいろこれに関して聞かれることが多い、それに対して市民に説明をしていく上で一定の理解をしていかなければいけないということで、説明会といいますか、そういうものを設けるといふ、個別の細々とした、マスコミでも細々としたいろんな事例があり、非常に難しい部分が当然あります。そういう具体的な個別の部分については、また警察等と連携しながらそういう研修といいますか、そういうものを持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思えますし、事業者においても言葉で言えば社会通念上ということになると思うんですが、そういう具体的な部分についても、先ほどと同様警察等々の連携により事業者に徹底できるような形で、説明できるような形でやっていきたいと思えますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 2番。

2番（高重洋介君） 最後になります。

先ほども言いましたように、この条例で排除することが僕は目的じゃないと思うんですよ。やっぱり市民をしっかり守ってあげなければいけないことが大事じゃないかなと。それに対して私たちも理解をして、また市民の方々も自営業をされているの方々も理解していくことが大事なんじゃないかなと思います。

そして、11月末だったと思うんですけど、北九州で建設業の役員の方がこの条例がもとでと思われまます殺人事件、死亡されております。そういうこともありますので、十分に市民の方の安全を確保できるような条例にしていきたいと思えます。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今回私ども担当委員会以外の案件が多いもんで、再々に質疑をして申しわけないと思うんですが、今回の暴力団の排除条例につきましてお尋ねをしたいと思えます。

ある本を読んでおりましたら、早稲田大学の犯罪学の田村教授というのは、県の条例だ

けでは市、町主体の事業をカバーすることはできない、排除に向けたきめ細かい対応をとるためには市、町のいろんな条例の制定が必要である。今回そういった観点から条例を制定をされたんだと思います。ただ、形だけの条例になってはいけない、県警と行政が情報交換を連携を深めて、より一層密にすることが大切である、こういったことが書いてあったある本を見たわけでございます。

そういった観点からいいますと、今回こうした観点からいいますと、県の条例に対してまだきめ細かい条例をこれへ設けてあるのか。私は解読力がないもので、もう面倒くそうなるものでよく解読をしなかったんですが、その点につきまして御答弁をいただきたい。

また、もう一方では、私の知る限りでは先例市、制定をされた江田島、東広島、大崎上島、こういったとこの丸々ひな形をそっくりそのまま私は写していらっしゃるのではなからうか、汗も何もかもかかずにそっくりそのまま、恐らくそういうことはないと思いますよ。ほぼ同じであるのか、この点につきまして御答弁をいただきたい。

それと、山元君あるいは高重君、同じようなことなんですが、市のほうからしたらなぜこういった大事な案件に対して県警のほうあるいは竹原署と一緒に市議会に対して御理解をいただくために勉強会等々を議長を通じて開くことができなかつたのか、私はこれもある意味議会軽視、あるいはこの内容そのものを軽視しているのではなからうか、このような思いがするわけでございます。

そして、もう一点は、まあ今のことも御答弁をいただきたい、いや警察のほうは説明を市議会のほうにも議決をいただかないといけないからより一層勉強会あるいは説明会を開きたい、こういった打診があつたのかなかつたのか、あるいは行政のほうから警察のほうに打診をしたのか、それも御答弁をいただきたい。

そして、今答弁をいろいろ聞きますと、いつもの答弁のとおり、ホームページとか広報とかあるいは呼んでいただければ出前講座で。そうじゃなしに、いわゆるQアンドA、いわゆる私でもわからないし、いろんな簡単なこれはこのようになります、これはこのようになります、100あつても200あつても簡単な事例のQアンド方式のいろんなあれができるんじゃないんですか。それだけでも随分助かるのではないか、このように思うわけでございますが、そういった点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 竹原市の条例の制定に当たって、県の条例があつて市にどのように違うのかというような点の質問ですけれども、当然先ほどからも言われてお

りますように、竹原市から暴力団、いわゆる竹原市といいますか、社会から暴力団を排除して住民の安全で平穏な生活を確保することを目的にしております。

県条例においてできない部分といいますか、その部分について市の条例において定めているという部分については、祭礼に関して、お祭り等に関して定めている部分が当然あります。県は県自体の主催の祭礼がございませんので、市といいますか、地域で実施される祭礼から暴力団を排除し、排除していくという部分について設けているものであります。

それと、先ほどの、順番が違うんですが、QアンドAにつきましては当然チラシをつくっていく上で細々とした具体的な事例については非常に難しい部分はあるかもしれませんが、よりわかりやすいQアンドAは当然つくっていった周知をしていかななくてはいけないということは考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

それと、県警と連携しての勉強会等につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、具体的な事例等についてよりわかるような勉強会について考えてまいりたいと思っております。

他市との条例につきましては、当然各市町で県条例を受けた条例をもって各市町で作成しておりますので、基本的に目的が一定に同じということになれば、すべてが同じではありませんけれども、一定にそういう方針で定められた条例でありますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 14番。

14番（小坂智徳君） ごめんなさいね。ちょっと理解度が悪いもんで。

例えば雨が降りますよね、雨が。ほいで、県のほうはかっぱだけでいいですよ、それへまだ防護するのに竹原市が傘も差すんですか、こういう解釈でいいのかという思いがするわけです。聞き方が本当に単純で申しわけないんですが、雨が今降るとるよ、県のほうがかっぱだけは貸してくれた、わかりやすく言えば。市のほうはそれではまだ足らんから傘も貸して、まだまだという意味合いのこの条例なのか、そこをわかりやすく教えていただきたいと思えます。

QアンドAのほうは、いろいろと見やすく、今答弁聞くとなかなか事例等々でQアンドAつくるのは難しいというような意味合いにも聞こえたような答弁なんですが、ぜひ市民の方々というのは、あるいは先ほど2番議員が言いましたように、商業者の人はこれは抵触するのではなからうか、そんな危惧がたくさん私はあるんじゃないかと思えます。

また、勉強会あるいは説明、こういったことは私は反対に竹原市を、あるいは県警担当課のほうが市のほうへ言うべきではなかろうか、より理解を求めるために。そこらで、どうも私自身は大変警察に対して御無礼な発言になるんですが、いかがなものかねという思いがするもので、ぜひ担当課のほうから、議会のほうからそういうような要望があった、ぜひ理解を求めるために市議会のほうにも本日議決をされてもそういう勉強会の開催を議長を通して開いていただきたいと思います。

今の点につきまして、御答弁できる面は答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 県の暴力団排除条例との役割と市の今御提案をさせていただいておる条例案との役割の違いというようなことであつたかと思うんですが、県は県民を対象として暴力団との関係を断つという、暴力団に対しての資金を断つというふうな面から県の条例と市の条例の趣旨そのものは同じような内容、同じ内容となっております。県の条例では、規定できない部分については、先ほど課長のほうが御答弁申し上げました祭礼の部分、祭りの部分でございますが、これはこの部分は先ほど小坂議員さんの言葉をかりますと、その部分は傘がかかってないと、そのかかってない部分を市の条例のほうで傘を開いてそこをカバーするというような形で条例はつくらせていただいて、提案させていただいておるものでございます。ですから、県の条例でカバーできない部分を市の条例でカバーをしているということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

それと、勉強会のお話でございますけど、これについては私どものほうも県警、警察のほうと密接に連携をさせていただく中で、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） 補足になりますけど、何で高重さんにしてもこう言うか、警察と私たちが一度話し合いの場をつくってもらいたいと。私たちは、大勢の人にいつもいつもいろんなことの中の市政の議会議員として会合行ったり、またあるいは電話とかいろんなことでの接点が皆さん方のような立場と少し違うんですよ。違うと思うんですよ、市長はほら選挙で出とんじゃけえね。だから、市長何が言いたいかという、セーフティーネットなんです。県は決めました、竹原市も決めました、祭りじゃ、すっぺたじゃ、いろんなことがいっぱいあることよう知つとるわけ。あれが暴力団とちよつとかかわり合いがあ

るなどか、それでもわからん人もいっぱいおるんよね。

この間防衛局長がつまらんこと言ったでしょ。わかつとつたら皆事前に、いわゆる防衛本能というのか、できるだけかかわり合いにならないように注意していくけど、問題はそういうことが起きた場合に警察が私たち市民をどのように守ってくれるかという、民事不介入じゃ、すつぺたじゃ言うてなかなか警察が私たちの言うとおりにやってくれんのんよね。うそじゃないから、僕何度も何度もいろんなことであるんよね。振り込みじゃあ、保証詐欺じゃあ。あなた方はそれで済む。はあはあ、窓口で聞くだけ。我々は違うんですよ。一つ一つ解決していかないかんの。そういう立場の差があるからじかに話をさせてくれえと、そしてそのときのことを詰められるじゃん。それで言ようるわけよ、市長。大至急やらないかんのんよね。おれに言わせたらよ。だから、検討するじゃ、すつぺたじゃ言よつたらいかんわいね。まあ、だらだらだらだら上司の許可もらわんと、打ち合わせしないと答弁がでкинのもわかつとんよ。勝手にそういうことを決められん、だからなかなか言いづらい。しかし、それはやらにゃいかんわいね。市長が先頭立ってやらにゃいかんぐらい。

これ、大したことない思うとるけど、一般市民にとつたら本当にまかり間違い、これがあるから暴力団から守ってくれるとは限らんのもよ。本当にそのことを受けとめていただいてやってもらいたいと。じゃけん、普通やつたら市長がぱつと答弁せにゃいかんのんよね、僕から言わせたら。そりゃあ当然ですと、大至急やりましようと、そして竹原市民を守らにゃいかん、安心・安全いうて暴力団の追放パレードのときだけで言ったんじゃだめ。そのことを私は言いたいですね。同じことを僕らもせにゃいかんのんよね。相談来るんだから。

以上、僕の質疑か質問かわからんが、答えられたら答えてもらいたいですね。ちょっと聞きようたらだらだらだらだら何かちょっと頭にくるんよね、私は。そんなことができんでどうするんかいうね。さっきの指定管理者の制度と違うわいね、この問題は。

以上、私の質問にさせてもらいます。だれでもええけ、さつと。

議長（脇本茂紀君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 竹原市の暴力団排除条例、これは目的が市民や事業者に対して具体的な周知徹底をしなければならない、御支援をしなければならない、当然のことです。

そういう中で、議会の果たす役割も当然必要でございます。そういったことで、先ほど

来、ちょっと申し上げてははっきりしていませんでしたが、基本的には早速警察とも調整をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私も委員会でその説明を受けたり、あるいは若干質疑をしたんですけども、何せ今議会はいろいろ懸案というたらおかしいんですけど、大きな課題があって、なかなか全条目を通すことができませんで、それできょうようやく昼の時間にちょっと目を通させていただいたんですね。

今いろいろ議論がありました。とりわけ、例の吉本興業のタレントにかかわっての事件以降、東京都の暴排条例とか、それから沖縄ですね、これらがあつていろいろとテレビ報道とかあるいは新聞報道等が出されて、それでそうした、あとは何かよくわからんような、きのうの新聞ですかね、きょうの新聞ですかね、何か尾道のほうでも地元の組の関係へ給食の業者ですかね、弁当を配達をしたと。それが県の条例に違反したんかどうかということによって公表をされとるわけですよ、公表をね。

それで、私も各、今広島県の実は暴力団排除条例も目を通してないんで断定的には言えないんですけど、この今提案されておる竹原市における暴力団の排除に関する条例ですよ。これを見ますと、取り締まり規定とか罰則規定は一切ないんですよ。一切ないでしょ。それで、これを法律とか条例の性格で言うと、基本的に言うと理念法とか啓発法とかというもんなんですよね。テレビとかなんとかいうんでおどろおどろしくされますから、この竹原市条例に基づいて、例えばそうしたつき合いがあつたとかなんとかということによって名前が公表されたりとか、例えば県警の捜索を受けたりとか、あるいは名前を公表するとかということの規定には、根拠法にはなり得んのですよね、この竹原市における条例案はね。そういうことでしょ。

それで、私はですからそれほど心配することはないかなという思いもしたわけですよ。取り締まり規定がないんですから。もっと言やあ、訓示規定、訓示法というか、訓示条例というか、そうしたもんでしょ。もっと言やあ、まあ暴力団排除に関する宣言条例みたいなもんですよね、わかりやすく言えばね。

それで、それにしても私はやはり市長さんね、これ別に答弁は市長に求めませんけれども、やはり私がかねてから申し上げとるように、提案をされる側の理事者の側のほうがやっぱりそこら辺の法とかあるいは条例とかというもんに関する基本的な理解が欠けとるんですよ。これも総務のほうと恐らく調整はされとんじやろう思うけれども、総務のほうに

もそうした法の解釈とか立法能力がないということです。単なる宣言法ですよ、全部読んでみますとね。これをもって竹原警察署なり広島県警なりが、竹原市民が例えば宮原忠行おまえあれとつき合いがあらうがということで名前を公表したりとかなんとかということに一切ならない。単なる宣言、暴力団の宣言に関する条例なんです。

ただ、そのことをまず前置きをして、市長さんね。読んでいただくと、例えば第4条ですよ。市は、市民等の協力を得るとともに、県、他の市町及び関係機関等との連携を強化し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進すると、こうなっとんですね。それで、第5条におきましても、市民等は第3条に定める基本理念にのっとり、暴力団員等と不適切な関係を持つことなく、暴力団との関係遮断を図るとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策と、こうなっとんですね。今のるる議論、質疑がなされましたけれども、市の施策に関するもんが出てきてないんですよ。本来ならば、それをある程度想定しながらの議会に対する提案ということにならなければ、余りにも議会に対する私はどうか、甘く見るとどうか、しょせんこのぐらいの竹原市議会と思うて出されたんかもわからんけども、そうでしょ。今皆さん方が質疑の中で展開されたことは、市の施策としてもうあなた方のほうから説明があって当然のことじゃないですか。それが、県警からあったんか、県からあったんか知りませんよ。とにかくやってくれ、しょうがないのう、いやいや面倒くさいのにやらにゃいけんのうというて出てつくられた提案がこれで、今の質疑の中身が全く竹原市の施策としても何ら検討してないという実態が明らかになったんじゃと、私はこう思っとんですよ、私はね。通常、今までのいろんな条例じゃあ、要綱じゃあ、規則じゃあ言やあ、必ず総務と、むしろ総務のほうが優越権持つとる、もっと言えば内閣における法令審査権みたいなものを持ってチェックしとるはずなんですよ。ですから、ここんところはもうほかのところへ説明を求めて、答弁を求めてもいけませんから、そういうことを踏まえて総務部長のほうの答弁をいただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 本市におきましては、暴走族の追放にかかわる広島県の条例に基づく条例でありますとか、その他の契約にかかわる広島県の取り組みにかかわって県内市町がそれに呼応して取り組む諸規定等、定めているところでございます。

本条例につきましても、あくまでもこの制度そのものは県の条例に基づき各市町がそれぞれこの県内の、広島県の条例のもとに暴排対応をしていくべく各市町がこれらに呼応してそれに取り組むための、議員が御指摘のように、いわゆる姿勢を示すというふうな形で

の条例でございまして、確かに本市におきましては過去より暴力団のその排除に向けたそれぞれの本市の施策で言いますれば暴力団の追放集会、それで各地域におかれましてはまちづくり推進課のほうでは月を定めまして自動車パレードなどを実施されているところでございます。

それらを踏まえまして、竹原市においてもこれら暴力団排除に向けた取り組みを進めるべく、この条例をもとに市民一丸となって取り組むというところでございますので、その点御理解の上、この条例の上に市民皆様、または議員、行政ともども推進してまいりたいというふうなことで御提案を申し上げているところでございますので、ひとつ御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 1つは、くどくは申しませんが、やはり一つのそういう条例を出されるわけですね。そうしますと、通常ならば今度はその規則等もこれはつくられるかどうか知りませんが、ある意味で言やあ連動したもんが出てくるわけでしょう。その上で次の施策展開も待ってくるわね。出てきますよね、そういうことでしょう。

今度、もう市民生活部長に直接お尋ねしたいんですけども、今出されたようなことはやっぱりその市民の皆さんも不安に思われますよ。テレビ等が一生懸命やっておりますからね。ほんなら、やっぱりいろんな面で、それではっきり言えば市民の経済生活へ深くかかわることでもあるわけですね。根をはつとるということはですよ。ですから、そうしますと、やはり相当のなかなかその専門的な知識といえますか、法律とか条例に対する、がない人は、ああ竹原市のこの条例でわしらひよっとしたら名前公表されたりじゃあどうのこうのっているいろいろ心配されてのはずですよ。

ですから、そうしたことのQアンドAも含めたパンフレットといえますか、やっぱりそうしたものは早急に竹原警察署なり県警あたりともいろいろ個別具体的な解釈も含めてQアンドAつくっていただいて、それがパンフレットみたいなもんになるんかリーフレットのなものになるんかわかりませんが、やはりそれを各家庭へ配っていただくぐらいの、とりあえずは商工会議所等を通した事業者とか、いわゆる経済活動を行っておるところへは早く届けていただけるような努力はしていただくべきじゃろうと思うんですよ。

そうしたことも踏まえて、市民生活部長の答弁いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） この条例の目的とといいますか、目的は市、市民、事業者が一体となって暴力団排除に関する取り組みを社会全体としてということでございますので、そういった意味からもぜひ市民あるいは事業者の皆さんに条例の趣旨等をしっかり浸透ができるように、先ほど来お話がございますQアンドAといったような具体的な事例等も織りまぜたものを、これは警察等ともしっかり連携をする中で作成をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 市民生活部長ね、ですから民生産業委員会的时候でも、例えば具体的に言えばもうすぐ吉名の1月、大きな行事となったよがんすのお祭りですか、これらもあります。そうすると、祭り等にかかわった文言等もある話ですから、そうすると皆さんやっぱりいろんな不安がありますよ。ですから、私は急いでそんなに難しいもんじゃなくてもいいですから、そこら辺のところ少なくともこれに書いとる当面する祭りとか、あるいは露店とかというようなことでも、何とかすぐにその周知徹底できるような、安心していただけるようなやっぱり啓発といいますか、広報活動せにやいけんでしょ、これはね。そういう意味ですから。

それで、そういうことを踏まえて、すぐに対応できるところは対応できるという答弁をいただけりゃありがたい思います。そうせんと、採決せにやいけんわけじゃけえ。よろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） ただいまの議員の御提案等踏まえまして、早急に対応を図ってまいりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） この条例、私もちらっと本当に見させてただきただけで、これだけでも成立をするのかなっていうふうに思ったりするわけですけども、ここの文言の中で暴力団関係者という文言がないんですね。私は、その暴力団関係者という文言をどっかで何か入れたものがあるといいんじゃないかなと、あるいはどういうもんなのかという規定、定義、こういうふうなものがあるといいんじゃないかなと、こう思うんですが、それに対していかがなものでしょうか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 暴力団関係者ということでありまして、定義の

中には暴力団員、いわゆる国の法に基づく規定された暴力団員、それと暴力団員等ということで県条例によって調査勧告し、公表される者を暴力団等ということで、そういう部分についてが関係者という認識であります。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） ということは、一度警察でもって挙げられた人を暴力団関係者というふうにとるんですか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 条例に基づいて暴力団へ利益供与等を行った者の調査し、勧告し、それによって公表される方ということであります。暴力団に対して利益供与を行った者と、それに伴って調査勧告して公表された者ということであります。

議長（脇本茂紀君） 4番。

4番（山村道信君） だから、結局そういったところがちょっとあいまいになってるんですね。要するに第8条あるいは10条の2、ここでただしという、要するに知らないでという文言が2カ所使われております。要するに、これ知らないでそういうふうな契約解除をする努力をしなかったら、要するにもうその人は暴力団関係者というふうになっちゃうということになるんですかね。例えば10条の4に、事業者は前項に規定する事項を定めた契約の相手が暴力団員等であることが判明したときは速やかに当該契約を解除するように努めなければならないというふうにあるわけですね。

しかし、これを怠ってしまったと。要するに利益、暴力団ということを知りつつも、なかなか契約解除することができなかったということもあるかと思うんですけども、そういったところに対する説明なり等がちょっとこれじゃあ不十分ということにはならないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（脇本茂紀君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 10条につきましては、事業者が契約する場合に当然暴力団とわかって利益供与ということ以前に知らなかったという部分も含めて、そういう契約書を交わす場合にそういう相手が、取引が暴力団が相手方ということがわかったら契約を解除できるような契約の中に条項とございますか、項目を挿入して契約をする努力義務ということで、先ほど言われましたように、現実わからなくて暴力団であってもその契約書に暴力団の場合には契約を解除できるという項目を設けていただく措置のことでありますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

明12月16日10時に再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時49分 散会